

北栄町地域福祉推進計画

～みんなで支えあい えがおで 共に暮らすまち 北栄町～

(第1期北栄町地域福祉計画)

(第2期北栄町地域福祉活動計画)



令和2年3月

北栄町・北栄町社会福祉協議会

はじめに



現代社会は、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行などにより、ライフスタイルや価値観が多様化し、それに伴い様々な問題を抱えています。

北栄町におきましても、総人口が1995年（平成7年）をピークとして減少しているなか、65歳以上の人口は増え続けており、少子高齢化の進行が顕著であります。そのことも要因の一つとなり、地域での生活環境に様々な影響を及ぼしています。

一方で、2016年（平成28年）10月に発生した中部地震をきっかけとし、隣近所の支えあいの大切さやボランティアの底力などがあらためて見直されています。

私たちだれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいと願っています。

そして、町民が安心して暮らせる社会の実現には、地域の福祉に関わる多様な主体が力を合わせ、不足を補いあい、サービスなどを工夫しながら「地域福祉」を進めていく必要があります。

このたび、北栄町が策定する「地域福祉計画」と北栄町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を共同作業により一体化させ、「北栄町地域福祉推進計画」として策定いたしました。両計画は、互いに補完・補強しあい、地域福祉の推進を目指すものであります。

また、本計画の基本理念には、「みんなで支えあい えがおで 共に暮らすまちづくり」を掲げ、同じ地域に暮らす町民同士の助けあいを何よりも大切と考えています。人ととのつながりを大切にし、個人や地域が抱える生活課題を自分ごととして捉え、地域住民相互で支えあいながら解決していく力（地域力）を高め、課題解決に向けて町民、地域、行政などが一体となって取り組む「地域福祉」を推進していきたいと思います。そして、それぞれが「地域福祉の担い手」として活動することで、「福祉のまちづくり」の相乗効果が期待できると思います。

町民の皆様には引き続きご理解とご協力をお願ひいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました計画策定委員会委員の皆様をはじめ、社会福祉協議会の皆様、ご協力いただきました町民の皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。

令和2年3月

北栄町長 松本 昭夫

は じ め に



近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、本年度も台風や豪雨によって人命が失われたり、住宅等が浸水や倒壊したりするなど重大な事態が頻発しています。

鳥取県では平成28年10月に震度6弱の鳥取県中部地震が発生し、北栄町でも住宅や道路、公共施設などに多くの被害がありました。災害が発生すると、高齢者や障がい者、子どもたちなどには平常時以上の配慮が必要になるとともに、災害ボランティアに対するニーズも高まっています。

また、子どもの出生率の低下と平均寿命の伸びが同時に進行する少子高齢化などに伴って、北栄町においても、様々な生活上の課題が生じています。例えば、買い物困難、生活困窮、ひきこもり、子育て不安などがあります。

このような課題を解決していくためには、町民の皆さん一人ひとりが自分の事として捉え、関わっていただくことが大きな力になります。北栄町社会福祉協議会では、平成28年3月に「第1期地域福祉活動計画」を策定し、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」をめざして、行政や住民の皆さんとともに地域福祉活動を推進してきました。

このたび、北栄町では行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、これまで以上に行政と民間が協働して地域福祉を推進する体制を整備することといたしました。「第2期地域福祉活動計画」では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、引き続き、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を基本方針に、これまでの取り組みを踏まえた具体的な活動計画を策定しました。一例ですが、自治会による支援愛マップづくり、災害ボランティアセンターの強化、仲間づくりや交流の場としてのいきいきサロンや居場所づくり等に力を入れていきます。北栄町が誰にとっても安心して暮らしやすい町となるように、町民の皆様の地域福祉活動に対する御理解と積極的な御参加をお願いいたします。

結びに、計画の策定に当たり、貴重な御意見と御協力をいただきました策定委員会委員、関係団体及び機関の皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人 北栄町社会福祉協議会
会長 大西 孝弘

北栄町地域福祉推進計画

目 次

第1部 北栄町地域福祉計画



第1章	地域福祉計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	P 1
2	計画の位置づけと期間など	P 2
3	計画の策定体制	P 4
第2章	地域福祉推進の基本的な考え方	
1	基本理念	P 5
2	基本目標	P 6
3	福祉圏域の設定	P 9
4	基本施策の体系	P 9
第3章	施策の展開	
	基本目標I 地域で支えあうしくみづくり	P 10
	基本目標II 安心して暮らせるしくみづくり	P 14
	基本目標III いきいきと暮らせるしくみづくり	P 21
第4章	計画の推進にあたって	P 25

第2部 北栄町地域福祉活動計画（北栄町社会福祉協議会）



第1章	地域福祉活動計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	P 26
2	計画の目的	P 26
3	計画の方向性	P 27
4	計画の概要	P 27
5	計画の性格	P 28
6	計画の期間・評価	P 28
第2章	計画の基本的な考え方	
1	基本方針	P 29
2	活動目標	P 29
第3章	活動計画（具体的な取り組み）	
	活動目標I 地域で支えあうしくみづくり	P 31
	活動目標II 安心して暮らせるしくみづくり	P 34
	活動目標III いきいきと暮らせるしくみづくり	P 39

1	データでみる北栄町の現状	P 4	3
2	用語集	P 6	3
3	計画策定の経過		
(1)	北栄町地域福祉推進計画策定の経過	P 6	8
(2)	北栄町地域福祉活動計画策定の経過	P 6	9
4	計画策定委員会設置要綱		
(1)	北栄町地域福祉推進計画策定委員会設置要綱	P 7	0
(2)	北栄町地域福祉活動計画策定委員会設置要項	P 7	2
5	計画策定委員名簿		
(1)	北栄町地域福祉推進計画策定委員名簿	P 7	3
(2)	北栄町地域福祉活動計画策定委員名簿	P 7	4

《別冊》アンケート結果



※印の使用(表記)について

「第1部 北栄町地域福祉計画」と「第2部 北栄町地域福祉活動計画」の文字の右肩に付いている※印は、巻末の資料編P63からの「2用語集」において説明しているものです。両計画ともに、説明したい用語の一番最初に記載した時のみ※印を使用（表記）しています。

第1部 北栄町地域福祉計画

第1章：地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

北栄町では、これまで住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように個別の生活課題やニーズに即したサービス、並びに支援の拡充に努めてきました。

しかし近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、また、隣近所のつながりの希薄化などの社会状況の変容にともない、住民生活の場である地域も大きく変化しています。そのため、住民が日常生活の中で抱える課題が複合的なものへと変化しつつあります。

そして、従来の縦割りによる制度では十分に対応しきれない、制度の狭間となる問題や潜在的な生活困窮・社会的孤立などの社会問題が顕在化しています。

このような中、平成29年6月に公布された改正社会福祉法^{*}において、「我が事・丸ごと」の地域福祉^{**}推進の理念が明確化されました。

これは、制度・分野ごとの縦割りや、支援「する人」「される人」という関係を超えて、地域の住民や団体など多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、支えあい、助けあう地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指すものです。

現在の多様化したニーズに行政や一部の人たちの努力だけでは十分に応えることができません。身近な地域において、互いに助けあうしくみをつくり、地域住民・ボランティア^{*}・福祉団体・民間事業者・行政などが協働して地域福祉をすすめていくことが必要です。

このような背景を踏まえ、北栄町の地域課題に対応し、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすことができるまちを築くために、地域福祉を推進する指針として町が「北栄町地域福祉計画」を策定します。そして、より具体的な取り組みなどにつきましては社会福祉協議会が「北栄町地域福祉活動計画」を策定し、両計画を併せて「北栄町地域福祉推進計画」とします。

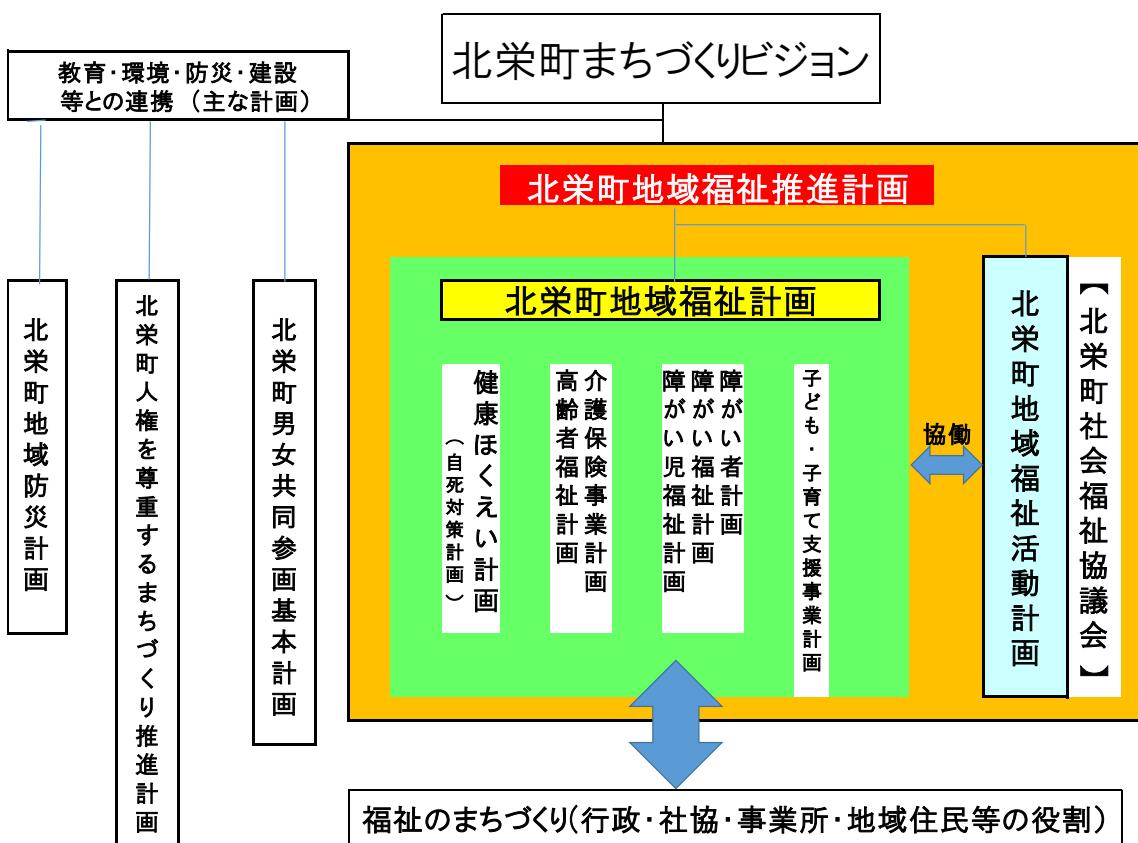
2 計画の位置づけと期間など

【計画の位置づけ】

「地域福祉計画」は社会福祉法第107条の規定に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障がい者、健康推進といった福祉に関する部門別計画の『共通軸となる施策』を体系化する福祉分野の包括的（上位）計画に位置付けられます。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定し、住民、地域で福祉活動を行う者や福祉事業を経営する者が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として具体的な行動と関係機関の役割分担を明示したものです。

そして、このたび北栄町では、町と社会福祉協議会の共同作業により、両計画を一体化した「北栄町地域福祉推進計画」を策定し、相互連携のもと実施していきます。



★ワンポイント★ 《地域福祉とは》

一般的に「福祉」は、個人や家族など個人的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題や課題を解決するために、その多くが行政から住民へのサービス提供という形をとってきました。これらの福祉サービスは、高齢者や障がいのある人、子どもなどに対象者が限定される場合が多くなっています。「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと暮らしていくために、お互いに助けあう関係を築きながら、誰もが支えあう地域共生社会を実現しようとするものです。

【計画の期間】

本計画の計画期間は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間とします。策定後は、計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

《地域福祉推進計画と関連計画の期間》（現時点の期間）

計画名	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
まちづくりビジョン													
地域福祉推進計画													
障がい者計画													
障がい福祉計画													
障がい児福祉計画													
介護保険事業計画													
高齢者福祉計画													
子ども・子育て支援事業計画													
健康ほくえい計画 (自死対策計画)													

【計画の対象】

- 北栄町民全員
(北栄町自治基本条例※第2条による町民：町内に住み、働き、学ぶ全ての人)
- 地域住民・ボランティア・活動団体や福祉団体・民間事業者など

★ワンポイント★

《すべての地域住民が主体となり、地域が舞台となる計画》

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。これらの課題に対しては、「自助」「互助（共助）」「公助」の助けあいにより解決していくとともに、支援を受けながらも、その人らしい暮らし続けられることが重要です。

そして、わたしたちの北栄町をより暮らしやすくするためには、住民一人ひとりが「地域の担い手」であることを自覚し、地域住民が主体となって、自分ができる小さなことを地域の中に少しづつ広げていくことが大切です。

「その小さなこと」を具体的に示し、地域住民と社会福祉協議会・行政などが一緒に地域福祉を推進していく上で指針となるのが「地域福祉推進計画」です。

- 「自助」・・・個人や家族で解決します。
- 「互助（共助）」・・・地域の人たちや行政と一緒に解決します。
- 「公助」・・・行政や制度的なサービスによって解決します。

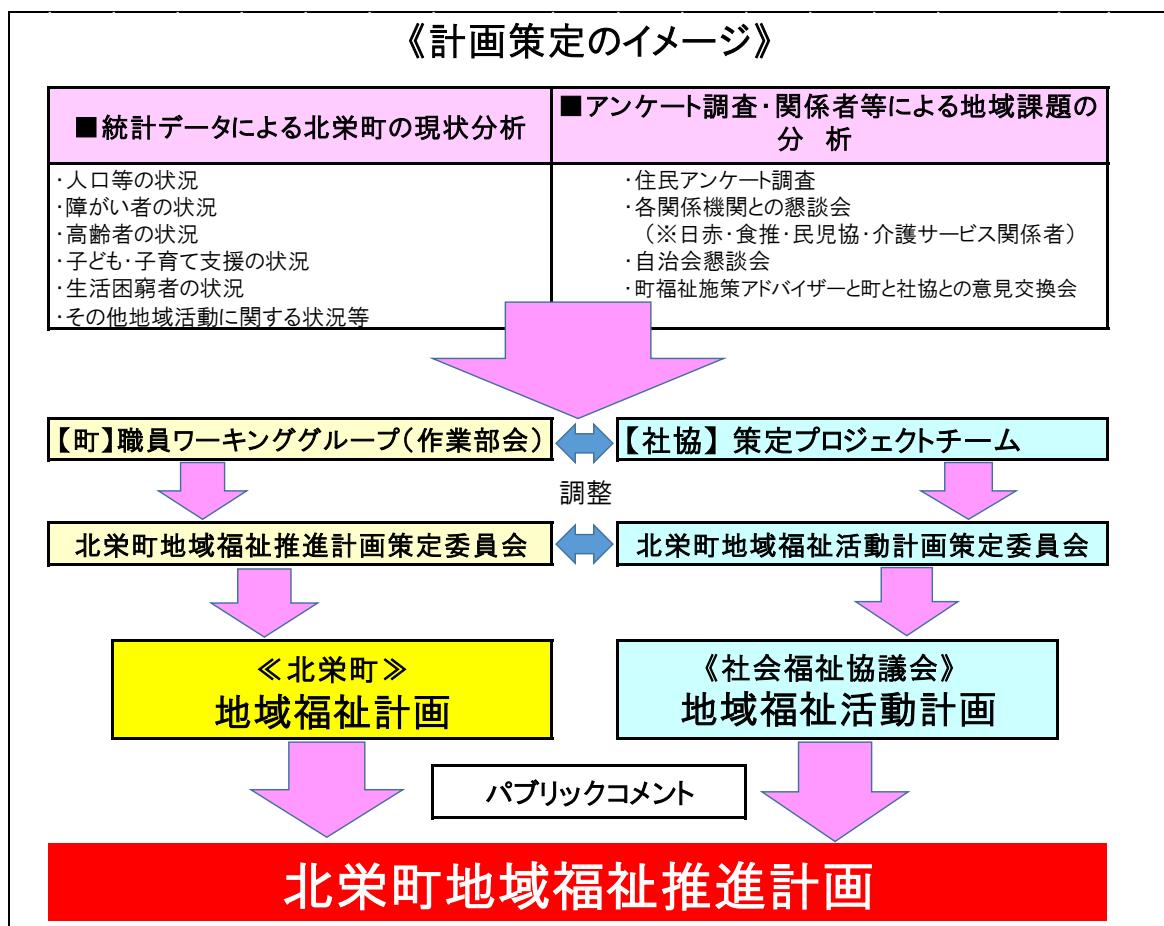
3 計画の策定体制

「地域福祉推進計画」は、地域ぐるみで推進する計画であることから、策定にあたっては、まずは、住民アンケート、懇談会などから地域の現状と課題の洗い出しを行いました。そして、町関係部署職員で構成する「北栄町地域福祉推進計画策定ワーキンググループ（作業部会）」では、基本施策などについて議論しました。

それらの結果をもとに、有識者や福祉関連団体の代表などからなる「北栄町地域福祉推進計画策定委員会」において議論を重ね、計画案を検討しました。

※主な内容につきましては下記のとおりです。

- (1) 講演会(北栄町民全員対象) 地域福祉推進計画策定のキックオフ
- (2) 住民アンケート調査の実施・分析
 - ・実施時期：平成30年11月26日～平成31年1月4日
 - ・対象者：北栄町在住18歳以上1,000人 無作為抽出による
 - ・回答率：42.9% (429件)
- (3) 各関係機関との懇談会
 - ・北栄町北条赤十字奉仕団、北栄町大栄赤十字奉仕団（略称：日赤）
 - ・食生活改善推進員（略称：食推）
 - ・北栄町民生児童委員協議会（略称：民児協）・介護サービス関係者
- (4) 自治会との懇談会（平成30年度）
- (5) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）との調整会（全10回）
- (6) 「北栄町地域福祉推進計画策定ワーキンググループ（作業部会）」
(全14回)
- (7) 「北栄町地域福祉推進計画策定委員会」（全4回）
 - ・計画の策定及び推進に関する審議を行う場として設置しました。
- (8) パブリックコメント※の実施



第2章：地域福祉推進の基本的な考え方

1 基本理念

北栄町は、美しい白砂青松と肥沃な黒ぼく大地などの恵まれた自然環境や、永年培われた歴史や伝統、文化など誇るべき財産があるまちです。

北栄町民を対象としたアンケートでは75%以上の人人が「暮らしやすい」と答えているにもかかわらず、総人口は減少傾向にあります。

その中において、昔ながらの近所づきあいが少なくなり、従来のコミュニティ*が様変わりしつつあります。

近年、生活課題は複雑・多様化しており、課題を解決するためには行政による福祉サービスだけではなく、地域住民・ボランティア・活動団体や福祉団体・民間事業者などが連携し、「支えあいの輪」を広げることが求められています。

そして、「支えあいの輪」を広げることは、地域の活力を高めていくことにもつながると考えます。

北栄町の最上位計画である「北栄町まちづくりビジョン」において「子どもから高齢者まで、だれもが健康でニコニコとえがおで過ごせるまちを目指します。」を将来像に掲げているとおり、行政だけで福祉を考えるのではなく、住民、地域、北栄町社会福祉協議会をはじめとする各種団体など、みんなが役割を分担し、連携しながら地域の福祉をつくりあげ、住み慣れた地域で、すべての住民がいつまでも笑顔でいきいきと暮らすことができる「北栄町」を築くことを目指します。

基本理念

みんなで支えあい　えがおで
共に暮らすまち　　北栄町



2 基本目標

基本理念「みんなで支えあい えがおで 共に暮らすまち 北栄町」の実現を目指し、地域福祉を推進するための「しくみづくり」として、次の基本目標と基本施策を設定します。

基本目標 I 地域で支えあうしくみづくり

支えあいの地域福祉をすすめるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。また、地域での支えあい・見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員※などへの支援、地域福祉活動※の中心的組織である北栄町社会福祉協議会との連携強化を図り、地域で支えあうしくみを作っていくます。

【アンケート調査結果などより】

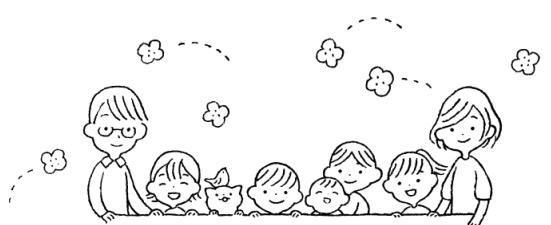
アンケート調査結果
○地域での支えあいや助けあいが「必要」と答えた人は78.1%となっていますが、実際に地域福祉活動(住民による身近な支えあいの活動)に「参加している」人は15.5%にとどまります。
○今後、地域福祉活動に「参加したい」と思っている人は、現在「参加している人」の約3倍の45.8%となっています。
○地域福祉活動に参加しない理由で最も多いのは「参加する時間がない」ですが、次いで「関心はあるが参加の仕方がわからない」という理由が多くなっています。
○社会福祉協議会の「活動内容」について「知らない」と答えた人は63.2%にのぼり20歳未満では、半数程度の人が名前も活動内容も知らないと答えています。
調査結果から見える現状
○多くの人が、地域において自主的な支えあいや助けあいが「必要」と考えているものの、実際にボランティア活動に「参加している」人は11.6%にとどまります。今後、ボランティア活動に「参加したい」と考えている人も多くいますが、活動するための時間や情報などが不足していることから、積極的な参加に至っていません。



地域で支えあうしくみをつくりましょう！

基本施策

- (1) 支えあい意識の高揚
- (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
- (3) 支えあい・見守りの充実



基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしくみづくり

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、サービス提供体制の充実を図ります。

また、災害対策の強化をはじめ、権利擁護※の推進、安全な移動手段や日常生活を支えるための支援・生活環境の確保を進め、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせるしくみを作っていくます。

【アンケート調査結果などより】

アンケート調査結果
○北栄町に必要な取り組みとしては、「様々な課題を抱える人への総合的な相談支援」と答えた人が 54.4%、北栄町社会福祉協議会に対しては、「総合的な相談窓口」の充実を求めている人が 36.6%になっています。
○アンケートの自由記述では、「困ったときにどこに相談したらよいか分からない」「分かりやすく知らせてほしい」「情報収集しやすい手段が必要」といった意見がありました。
○また、サービスや資源について、割合は高くないものの「誰もがともに利用できるサービスの提供」(47.3%) や「既存の制度で対応できない人への支援」(24.5%) と必要なサービスの拡充を求める意見もありました。
○地域社会（自治会など）の役割については、「緊急事態が起きたときの対応」「防災、防犯など日頃の協力」を期待している意見が 54.3%あり、いざという時に備えた取り組みが求められています。
調査結果から見える現状
○生活のニーズが多様化している中、必要な人が適切な支援やサービスを利用できるよう、サービスの充実や地域、関係機関などとの連携体制を図ることが必要です。
○誰にも気づいてもらえず地域から孤立したり、必要な支援が受けられないといった状態にならないよう、相談窓口の周知や情報提供を強化する必要があります。



みんなが安心して暮らせるしくみをつくりましょう！

基本施策

- (1) 相談支援の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 福祉サービス提供の充実
- (4) 災害時の連携の強化
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 支援が届きにくい人への対応
- (7) 生活に必要な移動手段の確保



基本目標Ⅲ いきいきと暮らせるしくみづくり

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりをすすめるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくりを推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせるしくみを作っています。

【アンケート調査結果などより】

アンケート調査結果	
○ 「誰でも気軽に立ち寄れる居場所の整備」を期待する意見が 40.3% ありました。また、社会福祉協議会に対しても「地域の居場所づくりへの支援」43.9% や「日常生活の見守り活動」45.7% の取り組みが期待されています。	
調査結果から見える現状	
○ 自治会で開催されているサロン※は町内の 71.4%（北条 83.3%、大栄 60.6%）で開催されていますが、開催回数は月に 1 回から毎週 1 回と様々です。自治会開催のサロンに限らず、気軽に交流、参加できる場の活性化や確保が必要です。	
○ 年代に関係なく、誰でも気軽に集まれるような、生きがいや楽しみ、健康につながる場への参加機会を増やしていく必要があります。	



誰もがいきいきと暮らせるしくみをつくりましょう！

基本施策

- (1) 居場所づくり・交流の場づくり
- (2) 社会参加・生きがいづくり
- (3) 健康づくり・介護予防※



3 福祉圏域の設定

この地域福祉推進計画では、町全体を1つの圏域※として捉え、計画を策定しました。

ただし、実際に助け合い活動をすすめる場合には、地区の特性や生活課題などに応じた取り組みが必要なことから、生活支援体制整備事業※では、2地区（北条地区・大栄地区）での取り組みをすすめていきます。

今後、必要に応じてさらに小地域での取り組みを目指していきます。

4 基本施策の体系

本計画では、国が示すガイドラインの内容を踏まえ、以下のように体系図を定めました。

北栄町の地域福祉を推進するにあたり、「福祉以外の様々な分野との連携に関する事業」「制度の狭間の課題への対応の在り方」や「犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」など本計画では取り組みが不十分な事項については、今後の見直しにあわせ具体的な方策を検討していきます。



【基本理念】

みんなで支えあい
えがおで共に暮らすまち
北栄町

【基本目標】

I 地域で支えあうしくみづくり

- (1) 支えあい意識の高揚
- (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
- (3) 支えあい・見守りの充実

II 安心して暮らせるしくみづくり

- (1) 相談支援の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 福祉サービス提供の充実
- (4) 災害時の連携の強化
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 支援が届きにくい人への対応
- (7) 生活に必要な移動手段の確保

III いきいきと暮らせるしくみづくり

- (1) 居場所づくり・交流の場づくり
- (2) 社会参加・生きがいづくり
- (3) 健康づくり・介護予防

第3章：施策の展開

基本目標 I 地域で支えあうしくみづくり

【基本施策（1）】支えあい意識の高揚

【現状（問題点）】

- ・少子高齢化による人口減少や孤立しやすい世帯の増加などにより住民関係が希薄化しています。個人では、地域福祉活動に関心の高い人はあるものの、地域全体でみると、自分事として互いに助けあう意識は十分ではありません。

【課題】

- ・身近な範囲での見守りや助けあい活動をすすめるため、地域での住民交流の活性化や支えあう意識を高めていきます。

※【課題】は、現状の問題点を解決するための方向性を記載しています。

【地域の方からの声】

- ・地域福祉の活動は家族の理解がなければできない。
- ・皆がボランティアなどの必要性を学ぶことが必要だと思う。
- ・自治会への地域福祉活動推進の働きかけが必要ではないか。
- ・地域福祉の講演会や地域行事にたくさん来てもらうことが必要だと思う。
- ・自治会で福祉座談会※をしてはどうか。



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・地域福祉の講演会や地域行事などに声かけあって参加しましょう。
- ・まずは自分の地域に関心を持ちましょう。

●町の取り組み

- ・講演や研修など様々な啓発活動を充実します。

●社会福祉協議会の取り組み 《活動目標 I – 活動計画 1 – P3 1に記載》

- ・身近な範囲での支えあい活動の働きかけや研修を実施します。
- ・福祉座談会を開催します。
- ・自治会へ地域福祉活動推進の働きかけをします。

【基本施策（2）】地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

【現状（問題点）】

- ① 一般のボランティアの参加者が固定化しており、なかでも若年層の参加が少ない傾向にあります。
- ② 地域福祉活動をしている団体や人の認知度が低い状況です。
- ③ 地域の中での助け合い活動をする担い手が不足しています。

【課題】

- ① ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど、年代を問わず気軽に参加しやすい環境づくりをすすめていきます。
- ② 地域福祉活動において重要な役割を担う団体や人を周知し支援します。
- ③ 助け合い活動の担い手を養成する（増やす）機会を設けます。

【地域の方からの声】

- ・自治会ごとの活動を充実させることが必要だ。
- ・（10代、20代の）若い世代に行事に積極的に参加してほしい。
- ・近所同士で誘いあったり声かけすることが大事だと思う。
- ・民生児童委員、愛の輪協力員※の役割を周知してほしい。活動を共有するべき。
- ・ボランティア活動をやっている人は同じ人が多い。もっと広がるとよい。
- ・若い人を育てたい。



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・地域行事やボランティアなどできることから参加しましょう。
- ・自治会（地域）で誰でも参加できるような工夫をしましょう。

●町の取り組み

- ・民生児童委員、社会福祉協議会をはじめ福祉活動をしている人や団体を周知し、一層その活動を支援していきます。

●社会福祉協議会の取り組み《活動目標I－活動計画2－P32に記載》

- ・民生児童委員や福祉推進員※などと連携し地域福祉活動をすすめます。
- ・ボランティアセンター※を活性化します。
- ・ボランティア養成研修会を開催し、人材育成をします。
- ・子どもの頃からの福祉教育※を推進します。
- ・共同募金※を活用して地域福祉活動の活性化を図ります。

【基本施策（3）】支えあい・見守りの充実

【現状（問題点）】

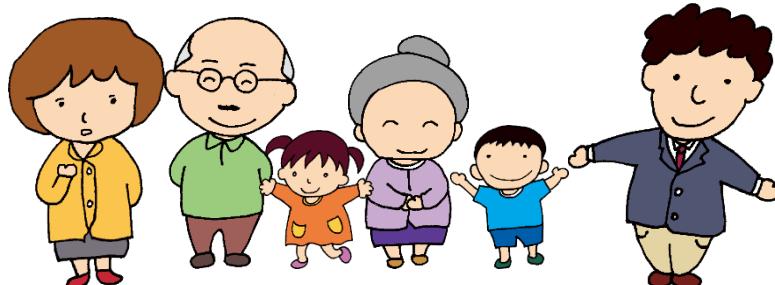
- ① 地域の中で生活に支援の必要な人に気づき、声かけ、助けることが十分にできていない状況にあります。
- ② 障がいや認知症・自死※などに対する理解が十分でないため、地域での支えあいや見守り体制がすすんでいません。
- ③ 国や県の平均に比べ自死の割合が高い状況にあります。
- ④ 子どもが安全に登下校できるような見守りの輪も徐々に拡がってきていますが、現在のところ、その拡がりの幅が少なくなっています。
- ⑤ 自治公民館に、日中、高齢者や子育て家庭等が集まり、見守り・支えあい体制が少しづつ取り組まれていますが、まだまだ十分ではありません。

【課題】

- ①③ 地域の中で生活に支援の必要な人や自死の恐れのある人に気づき、声かけや必要な支援につなげる事が出来る人を増やします。
- ② 障がいや認知症の正しい理解と対応についての周知をしていきます。
- ④ 地域でいさつ運動や見守りパトロールなどの子どもの見守り活動に自発的に取り組みます。
- ⑤ 地域で歩いて行ける場所での見守り・支えあいに取り組みます。

【地域の方からの声】

- ・ご近所づきあいで普段から顔をみたら声をかける、挨拶することが大事だ。
- ・自分がしてもらうだけでなく、「支えあい」という意識を持ってほしい。
- ・高齢者の話し相手や声かけなどの訪問が定期的（週1回でも）にあるとよい。
- ・皆で助けあっていくしかない。困った人は出来る人が助けてあげるべきだ。
- ・高齢者のマップづくりをして見守りの活動をしてはどうか。
- ・声をかけても出てこられない人がある。元気な頃から出していくようにしたほうがよい。
- ・助けてという声が届くようなことが必要だと思う。



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・ごみ出し・除雪・買い物などの身近なできることから助け合いの活動を始めましょう。
- ・地域の身近な困りごとを把握しましょう。
- ・障がいや認知症などの研修・養成講座に積極的に参加しましょう。

●町の取り組み

- ・障がいや認知症などの理解を得る研修の充実を図ります。
(あいサポートー※・認知症サポートー※)
- ・認知症対策として、ほくえい見守り安心ネット※の取り組みを充実します。
- ・自死に対する理解を深め、周囲の人がサインに気づけるよう啓発を行います。
(ゲートキーパー※研修など)
- ・生活支援コーディネーター※を配置します。
- ・生涯学習出前講座※の積極的な取り組みを推進します。

●社会福祉協議会の取り組み 《活動目標 I - 活動計画 3-P33 に記載》

- ・生活支援コーディネーターを中心に、困っている人と支援できる人をつなげる身近な支えあい活動をすすめます。
- ・民生児童委員、福祉推進員、愛の輪協力員と連携し、支え愛連絡会※を推進します。



あいさつとチャイルドシートを推進する民生児童委員

基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしくみづくり

【基本施策（1）】相談支援の充実

【現状（問題点）】

- ・相談者のニーズの多様化・複雑化に対応しきれていない状況があります。

【課題】

- ・分野ごとの相談体制を充実するとともに、包括的な相談支援体制※の構築を図ります。

【地域の方からの声】

- ・なんでも相談できる窓口があるとよい。
- ・困っていることを吸い上げるため、自治会懇談会やアンケートをしてはどうか。



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・悩みごとはひとりで抱えずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあつたら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- ・困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、相談窓口を紹介しましょう。

●町の取り組み

- ・町のどこの窓口でも、その世帯の生活上の様々な問題に気づき、必要な機関につなげていく体制をつくります。
- ・相談窓口の体制の強化と多様化した相談に対応するための職員の資質向上を行います。
- ・適切な支援と事後フォローアップができるよう、関係機関間の連携を強化し、協力関係を整備します。

●社会福祉協議会の取り組み 《活動目標Ⅱ－活動計画1－P35に記載》

- ・困っている人や悩みを抱える人たちの相談に応じられるよう、相談体制を整えます。

【基本施策（2）】情報提供の充実

【現状（問題点）】

- ① 事業・制度が複雑化しており、適切な福祉の情報がわかりにくい状況にあります。
- ② 困った時、親しい人以外でどこに相談してよいのか分からない人がいます。

【課題】

- ① 福祉サービスの内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助けあい活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるように工夫していきます。さらに、高齢者や視力・聴力に障がいのある人への伝達手段の充実を図ります。
- ② わかりやすい相談窓口の周知をすすめます。

【地域の方からの声】

- ・日中は多忙であり、地域の情報がほとんど入らない。
- ・情報収集しやすい手段があるとよい。
- ・困ったときに相談窓口がどこにあるのか分からない。
- ・相談窓口を分かりやすく知らせてほしい。



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・適切な福祉の情報は共有しましょう。
- ・住民同士で声をかけあいましょう。

●町の取り組み

- ・わかりやすい冊子などの作成をします。
- ・効果的な情報提供の手段を見つけ実行していきます。
- ・相談窓口の周知を行います。
- ・音声・点字対応※の促進をし、その他手話通訳者※、要約筆記者※などの育成を充実していきます。

●社会福祉協議会の取り組み 《活動目標Ⅱ－活動計画2－P35に記載》

- ・ホームページ、広報誌で社会福祉協議会事業、自治会の取り組み事例を紹介します。

【基本施策（3）】福祉サービス提供の充実

【現状（問題点）】

- ① 多様な福祉ニーズに対応できる人員と入所施設（事業所）が不足しています。
- ② 現状での多様なニーズに現サービスでは対応しきれていません。

【課題】

- ①② 多様なニーズに対しても必要なサービスが提供できる総合的な支援体制を構築していきます。そして、在宅介護*を推進していきます。

【地域の方からの声】

- ・県外に出た子どもが帰ってこず、今後夫婦が高齢になり老老介護になるのが心配である。
- ・施設に入りたくても費用が高くて入れない。
- ・有償ボランティア*を活性化し介護負担軽減に活用するとよいのでは。
(例えば認知症の人の通院待ち時間の対応にボランティアを活用するなど)



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・必要な福祉サービスを適切に活用しましょう。
- ・サービス充実のための提言やアンケートの機会に積極的に参加しましょう。
- ・地域でできる支えあい活動を考えていきましょう。

●町の取り組み

- ・N P O*・ボランティアなどを含め、多種多様な主体によるサービスを拡充させます。
- ・高齢、障がいといった分野に限定しない共生型サービス*など、実情にあつた総合的な福祉サービスの検討します。

●社会福祉協議会の取り組み 《活動目標Ⅱ－活動計画3-P36に記載》

- ・地域の助けあい活動などを推進する「協議体*」を活用して、必要な支援体制を検討します。
- ・既存のサービスの利用方法を工夫し活用します。

【基本施策（4）】災害時の連携の強化

【現状（問題点）】

- ① 災害時における障がいなどの特性に応じた避難体制が不十分です。
- ② 災害時に支援が必要な人の把握が避難行動要支援者※名簿だけではカバーしきれていません。

【課題】

- ① 災害対策の強化にあたっては、高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、要配慮者を意識した防災施策の推進などを実施していきます。
- ② 災害時に支援の必要な人を確認し、避難方法や在宅避難者への対応などについて検討する自治会を増やしていきます。

【地域の方からの声】

- ・自治会により防災マップ※の取り組みに差がある。
- ・定期的な防災訓練や自治会での話し合いを続けてほしい。
- ・災害があったときに、自治会未加入者にどこまで対応できるのか。
- ・天神川の水害が心配なので、災害時の町からの情報発信を早くしてほしい。
- ・災害はいつ起こるか分からないので、自治会としてどこまでできるか考えていくことが必要だと思う。
- ・防災情報（被害予測、避難先）の入手方法が分からない。



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・早めに声をかけあって避難しましょう。
- ・避難時に支援の必要な人を把握し、避難方法をまとめた災害時の避難支援個別計画※を作成しましょう。

●町の取り組み

- ・福祉避難所の役割や位置づけを住民に周知します。
- ・難病患者など、地域で避難支援が難しい人の支援体制を検討します。
- ・地域による災害時の避難支援個別計画の作成を推進します。

●社会福祉協議会の取り組み 《活動目標Ⅱ－活動計画4－P37に記載》

- ・災害ボランティアセンター※マニュアルの活用と見直しをします。
- ・支え愛マップ※づくりを広めます。
- ・災害時の模擬訓練を実施し、災害ボランティアセンターの運営や町・社会福祉協議会との連携体制を強化します。

【基本施策（5）】権利擁護の推進

【現状（問題点）】

- ① 虐待・ドメスティック・バイオレンス※（DV）の相談、通告は関係機関からの発信が多く、住民からの相談、通告は少ない状況です。
- ② 平成28年に成年後見制度※の利用促進に関する法律が施行され、利用促進に向けた体制整備が求められていますが、成年後見制度の利用がすすんでいない状況にあります。
- ③ 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対するサポート（情報の取得や制度・サービスの選択、利用）が不十分であり、利用できるサービスなどにつながっていない場合があります。

【課題】

- ① 虐待・DVを受けていたり、その恐れのある人が早期に発見され、必要な支援につながるよう、虐待・DVを理解し、いのちの大切さについて意識向上を図ります。
- ② 必要な人が成年後見制度を利用できるように環境の整備を図ります。
- ③ 判断能力が十分でない人々が、必要なときに必要なサポートが得られるようなしくみを構築します。

【地域の方からの声】

- ・相談する先を皆に周知することが必要だと思う。
- ・どのくらいの割合で虐待があるなど、身近な地域で起こっていることを認識してもらうことも必要ではないか。



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・「人権を学ぶ会」に参加し、お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- ・身近で起こる可能性のある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときはすぐに行政機関などに連絡しましょう。
- ・子どもが虐待を受けているのではと感じたら、児童相談所※全国共通ダイヤル「189（いち・はや・く）」に電話しましょう。

●町の取り組み

- ・虐待を受けた人だけでなく虐待をした人に対しても、速やかに必要な支援に結びつけたり、早期の段階から相談できるよう、窓口などの周知を図ります。
- ・虐待やDVの理解がすすむように啓発活動を行います。
- ・日常生活自立支援事業※や成年後見制度の内容や利用方法を周知します。
- ・「成年後見制度利用促進基本計画※」を策定します。

●社会福祉協議会の取り組み 《活動目標Ⅱ－活動計画5-P37に記載》

- ・町と連携して必要な制度利用ができるように普及としくみづくりをします。

【基本施策（6）】支援が届きにくい人への対応

【現状（問題点）】

- ① 支援が必要な人と支援ができる人の把握やマッチング※ができていません。
- ② 生活に困難を感じている人、支援を必要としている人が、周りの助けを求めていない、あるいは支援を拒否したり、遠慮したりする場合があります。
- ③ 在宅介護者（家族介護者）が定期的に話す、あるいは介護について学ぶ場所が無く孤立しがちです。

【課題】

- ① マッチングに必要な情報を把握し、支援が行き届きやすいようなしくみを整備します。
- ② 孤立している世帯や生活の困難さを抱えている人に気づくことができる人を増やし、相談しやすい機会や支援につながるしくみを整備します。（生活困窮、ひきこもり、ごみ屋敷など）
- ③ 在宅介護者が定期的に話す機会、介護について学ぶ場を設けます。

【地域の方からの声】

- ・共助がしっかりしていれば、いろいろな問題が解決できる。共助の力は住民の意欲次第だと思う。
- ・困っていても声に出せない人がいる。



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・周囲の人の変化に気づきましょう。
- ・どこかにつなげるための手段（情報）を知りましょう。

●町の取り組み

- ・地域が生活に困難を抱えている人に気づく力を養うために、研修や広報周知を行います。
- ・町内の福祉事業者と連携し、介護について学ぶ場や相談機能を充実していきます。

●社会福祉協議会の取り組み 《活動目標Ⅱ－活動計画6-P38に記載》

- ・生活支援コーディネーターの取り組みを充実します。
- ・ケース検討会などに参画し多機関と協力して課題解決のための支援に取り組みます。
- ・介護を学ぶ場として、介護教室を開催します。

【基本施策（7）】生活に必要な移動手段の確保

【現状（問題点）】

- ・運転免許証の返納や公共交通機関の利用のしにくさにより、通院、買い物、外出などの移動が困難になり、不自由さが生じています。

【課題】

- ・通院、買い物など生活に困らないように移動方法や手段を検討します。

【地域の方からの声】

- ・足が悪く遠くに行けない。買い物、病院に自分で行きたい。
- ・高齢化がすすみ、10年後は運転ができなくなる。買い物や通院が困る。
- ・自分の目で見て買い物したい。



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・地域で取り組める交通手段を検討しましょう。（共助交通※）

●町の取り組み

- ・北栄町タクシー利用料助成事業※などの現行の移動支援対策を見直しつつ継続します。
- ・地域や関係機関と連携し共助交通を検討します。

●社会福祉協議会の取り組み 《活動目標Ⅱ－活動計画7－P38に記載》

- ・既存の移動手段にかかるサービスの利用方法を工夫し活用します。
- ・地域住民の協力による交通手段の検討をします（共助交通）。



基本目標Ⅲ いきいきと暮らせるしくみづくり

【基本施策（1）】居場所づくり・交流の場づくり

【現状（問題点）】

- ① いきいきサロンについて、参加者の固定化や世話人の負担、施設の使いづらさなどの理由により、誰でも気軽に参加しやすいサロン運営となっていません。
- ② 地域内で誰もが立ち寄れる場所や子ども・男性が集える場所が少ない状況にあります。
- ③ 自治会主催行事などにおいて、若年層の地域活動の参加が少ない傾向にあります。
- ④ 中央公民館（大栄分館を含む）、図書館やほくほくプラザ（北栄人権文化センター）等においては、施設・設備のバリアフリー化が不十分で、高齢者や障がい者などが利用しにくい部分があります。
- ⑤ 親子で取り組むことができる事業については、参加者が増えつつありますが、まだまだ十分ではありません。
- ⑥ 歩いて行ける自治公会館などが、居場所・交流の場として活用されていますが、気軽に利用できていない状況にあります。

【課題】

- ① いきいきサロンの目的の理解を促すとともに、誰もが気軽に利用でき、負担感が少ないサロン運営をすすめます。
- ②③ 地域内で誰もが立ち寄れる場所や、子どもや男性が寄れる居場所など、多様な居場所づくりを検討していきます。
- ④ 施設・設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン※を推進します。
- ⑤ 様々な世代・対象が関心を持てる、また交流できるような事業を工夫していきます。
- ⑥ 自治公民館が居場所・交流の場として、気軽に利用できる方法について検討していきます。

【地域の方からの声】

- ・自治公民館を使いやすく、立ち寄りやすく改修してほしい。
- ・好きな時に立ち寄れ、そこを訪れれば誰かいるような集う場所があるとよい。
- ・いきいきサロンの世話人が大変。参加者の中でお互いに運営できる方法など自治会でも考えていく必要がある。
- ・歩いて出られなくなるとサロンに参加できなくなる。
- ・地域の中に男性が集える場所が少ない。
- ・自治会内の集いの場、イベント開催が十分ではない。



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・いきいきサロンについて、世話人の負担軽減など自分たちで継続運営できる方法を検討しましょう。
- ・地域内で誰もが気軽に立ち寄れる居場所を検討しましょう。

●町の取り組み

- ・既存設備が利活用できるような補助金などの取り組みを検討します。
- ・誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりとユニバーサルデザインを推進していきます。
- ・地域で活用しやすいメニュー（生涯学習出前講座など）の工夫を行います。

●社会福祉協議会の取り組み 《活動目標Ⅲ－活動計画1－P39に記載》

- ・地域の実情にあった形のサロンになるよう、具体的な方法を提案します。
- ・自治会長会や世話人研修会、住民への広報を通じてサロンの理解を周知します。
- ・住民ニーズを把握し、居場所をつくります。
- ・生涯をとおして誰もが立ち寄れる居場所づくりをすすめていきます。（世代間交流※など）



いきいきサロン



ほっこりひろば

【基本施策（2）】社会参加・生きがいづくり

【現状（問題点）】

- ① 地域社会からの孤立やひきこもりなどの問題により、社会参加できていない人があります。
- ② 障がいや認知症のある人が就労できる場や生きがいを持って生活できるような場が不十分です。
- ③ 生きがいにつながる健康趣味講座の新規参加者が少ない傾向にあります。

【課題】

- ①② 地域のイベント、スポーツ、レクリエーション活動などに、誰もが気軽に参加できるような働きかけをしていきます。
- ① 社会とのつながりが少ない孤立者などが、社会参加できる機会をつくります。
- ② 誰もが制限されることなく、就労の場や生きがいのある生活の場が確保されるよう努めます。
- ③ 誰もが参加しやすい講座づくりをします。

【地域の方からの声】

- ・高齢者に今までの知識と経験を活かしてリーダーになってほしい。
- ・ウォークラリーなど生涯学習があるとよい。
- ・定期的な集まりの場、生きがいの場をつくってはどうか。（遊休地を活用して共同で畠を運営する、囲碁などの趣味の相手をするなど）



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・地域のイベントや講座などの情報を知り、参加するよう声をかけあいましょう。
- ・生きがいを持った生活に努めましょう。

●町の取り組み

- ・就労や活動の場として地域資源の開発としくみづくりをすすめます。
- ・講座へのニーズを把握し、開催方法や内容を検討します。

●社会福祉協議会の取り組み 《活動目標Ⅲ－活動計画2－P40に記載》

- ・地域内の交流活動資源マップ※を作成し、活用します。
- ・ニーズに応じたメニューづくりを実践します。
- ・老人クラブの活性化を支援します。

【基本施策（3）】健康づくり・介護予防

【現状（問題点）】

- ① 40～60代前半の男性の特定健診・がん検診の受診率が低い現状があり、健康意識が低いことが考えられます。
- ② 睡眠の大切さ、心の健康、高齢期の食などについて理解が不十分です。
- ③ 健康づくり、介護予防を目的とした体操教室やサロンの参加者が限定されています。
- ④ 健康づくり、介護予防の情報が行き届いていない人があります。
- ⑤ 徒歩で行ける範囲での運動できる場所・集う場所が少ない状況にあります
- ⑥ 北栄スポーツクラブやスポーツ推進委員を中心に誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションができるよう取り組みを進めていますが、十分に浸透していない状況にあります。

【課題】

- ①② 若いころから、睡眠や食の大切さを理解し、自分の心と体の健康に関心を持つ人を増やしていきます。
- ③④ 全世代で運動や介護予防が必要であるとの周知を図ります。
- ⑤⑥ 身近な地域などで気軽に集まれる健康づくり・介護予防効果のある居場所づくりなどを検討し、より多くの人が参加できるよう周知と環境づくりをすすめます。

【地域の方からの声】

- ・「こけないからだ講座※」は楽しんでおり良いことだ。
- ・高齢になると転倒、寝たきりなど心配なことが増える。
- ・ひとり暮らしの食事が気になるので、食事会があるとよい。
- ・高血圧などの予防のため減塩や食材の工夫などを皆に伝えるようにしている。



【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・健診（検診）を受診し自分の身体の状態を把握しましょう。
- ・健康づくり・介護予防・運動の習慣化を目的とした体操教室やサロンなどに参加しましょう。

●町の取り組み

- ・健診の受診勧奨と健診を受けやすい環境整備をすすめます。
- ・職場や各団体、自治会などと連携して、健康づくり・介護予防について、積極的に啓発していきます。
- ・自分の身体に興味関心を持つような研修を実施します。
- ・こけないからだ講座など、健康づくり・介護予防の効果のある居場所づくりを検討し、周知と環境づくりを行います。

●社会福祉協議会の取り組み《活動目標Ⅲ－活動計画3－P40に記載》

- ・健康づくりを目的とした健康教室をすすめています。

第4章：計画の推進にあたって

1 協働による計画の推進

地域福祉の主体は、地域で生活している住民全員であり、支えあい、助けあいのできる地域づくりには、行政だけの取り組みではなく、住民との協働が不可欠です。

また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域住民・ボランティア・福祉団体や活動団体・民間事業所など多様な担い手の活動が必要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが求められています。

2 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、住民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係のあるすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報誌やホームページ、パンフレットなどを通じて、計画内容を広く住民などに周知し、普及に努めます。

3 社会福祉協議会との連携

平成12年に改正となった社会福祉法では、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の目的を達成するために、地域福祉活動への住民の参加とともに、計画の各分野で北栄町社会福祉協議会が担う役割が大きくなっています。

このため、北栄町は、北栄町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

4 計画の進捗管理・点検・見直し

本計画に掲げた各施策や事業は、住民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することも考えられます。

そのため、年度ごとに事業の利用実績の推移や効果、効率性など、計画の進捗管理を行い、点検していく必要があります。そうした評価をもとに、事業の見直しを行うP D C Aサイクル*に基づき、よりよい地域福祉の実現に向けた施策・事業の実施をすすめます。

第2部 北栄町地域福祉活動計画

(北栄町社会福祉協議会)

第1章：地域福祉活動計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

社会福祉協議会はこれまで、社会福祉法^{*}で位置づけられた地域福祉^{*}推進の中核的な役割を果たす団体として社会福祉事業を行ってきました。

近年、地域のつながりが希薄化する中で家族形態や介護や子育てをめぐる問題、生活困窮に陥る世帯の増加、児童・高齢者虐待への対応など様々な課題が顕在し、生活環境の変わりようは多くの地域課題を生む要因でもあり地域福祉をめぐる情勢はこれまでにない変化をしています。

地域生活においても、子どもたちへの見守り活動や自然災害に対する備え、悪質商法への対応や犯罪抑止活動など、身近な地域での福祉活動が重要になっていきます。

このような中で、住民が主体となり積極的に地域づくりへ参加できる取り組みを具体的に活動計画として示すことにより、様々な視点から取り組むことが、地域課題の解決に結びつくと考えます。

今回、北栄町と北栄町社会福祉協議会では、共同作業により「北栄町地域福祉推進計画」を策定しました。

また、北栄町社会福祉協議会では、北栄町地域福祉活動計画策定委員会を設置し、「第1期北栄町地域福祉活動計画」を見直し、第2期策定を行いました。

地域福祉計画と地域福祉活動計画が連動することで、地域に関わる人たちの役割や協働が明確化され、わかりやすく実効性のある計画となり、一層の地域福祉の推進が期待できます。

2 計画の目的

地域福祉活動計画は、地域住民、ボランティア^{*}、福祉団体、民間事業者など「誰もが安心して暮らせる地域」をつくることを目的とした「民間活動計画」です。

自分たちが暮らす地域で互いに助け合い、支えあっていくためには、町や社会福祉協議会の取り組みだけでは十分とは言えず、住民との協働が必要です。地域福祉に関わるすべての人々が一体となり、共に助けあい支えあう「地域共生^{*}の福祉」を進めます。

この計画をもとに地域住民が主体的に参加していただくことで、いきいきとした「地域づくり」ができるすることを目的とします。

3 計画の方向性

地域福祉活動※は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった対象別に区分されるものではありません。さらに、地域における防犯、防災、買い物や通院などの外出支援、生きがいづくりなどの支援は、多種多様な分野との連携・協働が不可欠です。

これらのことから、この計画の実行にあたっては、地区の特性や生活課題に応じて取り組みをすすめることが必要であるため、2地区（北条地区・大栄地区）で助け合い活動の推進を行っている「協議体※」の活動を広げるとともに、具体的な取り組みは、住民の皆さんと関係機関・団体等と互いに協力しながらすすめていきます。

4 計画の概要

基本方針 「誰もが安心して暮らせる地域づくり」

活動目標

I 地域で支えあうしくみづくり

—福祉に対する理解の促進と人材育成に努めます—

1. 支えあい意識の高揚
2. 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
3. 支えあい・見守りの充実

II 安心して暮らせるしくみづくり

—日常生活支援の充実と災害に備えた体制強化に取り組みます—

1. 相談支援の充実
2. 情報提供の充実
3. 福祉サービス提供の充実
4. 災害時の連携の強化
5. 権利擁護※の推進
6. 支援が届きにくい人への対応
7. 生活に必要な移動手段の確保

III いきいきと暮らせるしくみづくり

—地域の人が集える場所や機会をつくります—

1. 居場所づくり・交流の場づくり
2. 社会参加・生きがいづくり
3. 健康づくり・介護予防*

5 計画の性格

地域福祉活動計画は、町と一体的に策定される民間の活動計画です。その目的は、住民の視点から地域福祉活動の行動計画を策定することで、町・住民・協議体・社会福祉協議会の連携・協働を目指すものです。

6 計画の期間・評価

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。（令和2年「2020年」4月から令和7年「2025年」3月まで）

ただし、社会情勢の変化や他計画との整合性を図るため、年1回評価し、必要があれば見直しを行います。

★ワンポイント★ 《協議体とは》

ひとり暮らしや高齢者世帯の人が増加し、生活の支援を必要とする人が増えてきています。協議体では、高齢になっても安心して住み続けられる北栄町を目指して、介護予防効果のある通いの場や、生活支援、見守りなど地域の助けあい活動を協議、検討しています。

北栄町全域を担当している第1層協議体（ほくえい支え愛協議体）と、北条地区、大栄地区をそれぞれ担当している第2層協議体（よっしゃやらあ会）があります。協議体参加者は、地域づくりに関心のある住民の皆さん等で構成されています。

また、社会福祉協議会に生活支援コーディネーター※を配置し、協議体とともに活動を行っています。

第1層協議体（町全域） (ほくえい支え愛協議体)

- ・町全体の助けあい活動の情報交換
- ・必要な活動の検討
- ・地域ニーズ把握、情報整理等
- ・町への施策提言等



連携・協働

第2層協議体 (北条よっしゃやらあ会)



第2層協議体 (大栄よっしゃやらあ会)



- ・住んでいる地域に必要な助けあいの活動（生活支援、移動支援、見守り等）についての検討
- ・誰でも参加できる居場所づくりの検討、実施等

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

「誰もが安心して暮らせる地域づくり」

本町は、平成17年10月に北条町と大栄町が合併を行い、現在に至っています。以前から、農業で栄えてきましたが今日では農業人口が減少し、65歳以上の高齢者数も多く、平成31年4月には33.5%になっており、今後も高齢化が一層進展していきます。

このような中、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」が大切な課題であることから、公助はもとより、住民が自助、互助（共助）の考えのもと「地域づくり」を進めていくことが今こそ求められています。

このことを具体化するために、次の3つの活動目標を定めます。

2 活動目標

活動目標Ⅰ 地域で支えあうしくみづくり

—福祉に対する理解の促進と人材育成に努めます—

少子・高齢化が急速に進み、日常生活上の課題は年々多様化し、公的福祉サービスの支援だけでは解決することが難しくなると考えられます。「住民の課題」を「地域の課題」としてとらえる視点が大切なことから、住民の支えあいによる福祉サービスの充実を目指します。併せて、福祉の大切さの理解をすすめ、地域の中で福祉活動に取り組む人材を育成します。

また、ボランティアセンター※の機能を強化し、ボランティア活動を通した生きがいづくりや地域で活動するボランティアへの支援と活動のマッチング※や、日常における住民同士の支えあいと、見守りの充実を目指します。

活動目標Ⅱ 安心して暮らせるしくみづくり

—日常生活支援の充実と災害に備えた体制強化に取り組みます—

公共交通機関の利用のしにくさにより、日常生活に支障をきたしている高齢者・障がい者の方も多いことから、これらの困りごとを解決し、安心した生活を営むことができる地域の実現が必要です。そのため、生活課題を気軽に相談できる身近な場の充実や生活を支援するサービスの創設が求められています。

また、鳥取県中部地震を始め、近年各地で地震・風水害等大規模な災害の発生により、日常生活に支障をきたしており、いつ起こるか分からない災害に備えた取り組みは、大きな課題となっています。

日常における住民同士のつながりや支えあいを基盤に、平常時から関係機関とのネットワーク形成に取り組み、災害時にも強い地域づくりを目指します。

活動目標Ⅲ いきいきと暮らせるしくみづくり

—地域の人が集える場所や機会をつくります—

近年は、地域でのつながりが希薄になってきており、隣近所を干渉しない、意識しないといった感覚があり、よく言われた「向こう三軒両隣」や「井戸端会議」があまり聞かれなくなりました。以前は、語らいを通した情報交換により、ちょっとした困りごとや子育てなど、地域内のつながりや助けあいが自然に形成されていました。

このようなことから、地域住民が「集い」や「近隣の助けあい」を再認識し、これから地域づくりを推進していくために、意識を高め、世代を超えた「集い場所づくり」「地域支えあい活動」を推進します。



第3章 活動計画（具体的な取り組み）

活動目標 I 地域で支えあうしくみづくり

—福祉に対する理解の促進と人材育成に努めます—

●重点的課題

- 身近な範囲での見守りや助け合い活動をすすめるため、地域での住民交流の活性化や支えあう意識を高める。
- ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど、年代を問わず気軽に参加しやすい環境づくりをすすめる。
- 地域福祉活動において重要な役割を担う団体や人を周知し、支援する。
- 助け合い活動の担い手を養成する（増やす）機会を設ける。
- 幼少の頃からの福祉教育※を行う。
- 障がいや認知症の正しい理解と対応についての周知をする。

活動計画 1 支えあい意識の高揚

具体的な取り組み	活動者
身近な範囲での支えあい活動の働きかけをする。 (仲間を増やす)	協議体 社協
身近な範囲での支えあい活動の研修・福祉座談会※を実施する。 ／参加する。	社協 住民・協議体
自治会への地域福祉活動推進の働きかけをする。	社協

《年次計画》

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
身近な範囲での支えあい活動の推進 ご近所世話やきさんづくり	継続				
支えあい活動の研修（年1回） 福祉座談会	継続				
自治会支え愛マップ※づくりの推進	継続				
福祉活動助成金※の交付 (全自治会対象)	継続				

活動計画2 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

具体的な取り組み	活動者
民生児童委員※や福祉推進員※等と連携し、地域福祉活動をすすめる。	社協
ボランティアセンターを活性化する。	社協
ボランティア養成研修会を開催し、人材育成をする。／参加する。	社協 住民
地域に対する福祉教育の推進。	社協
共同募金※を活用し、地域福祉活動の活性化を図る。	社協

《年次計画》

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
民生児童委員・福祉推進員・愛の輪協力員※合同研修会（年1回） 福祉推進員の役割の明確化	継続				
生活支援サポーター※養成講座の開催（年1回）	継続				
若年層を対象としたボランティア養成講座	準備	実施			
活動状況の把握やグループ化の促進 活動拠点の整備の支援 ボランティア連絡会設立 学生ボランティア活動推進	準備	実施			
福祉団体・ボランティア団体に対し助成金交付と福祉教育助成金※交付 ひとり暮らし高齢者の見守り強化 高齢者の生きがい活動の促進 学校での介護教室 福祉体験ボランティア※ 福祉体験講座	継続				



◀ 福祉教育
「高齢者を疑似的に体験し
理解を深める総合学習」

活動計画3 支えあい・見守りの充実

具体的な取り組み	活動者
生活支援コーディネーターの配置	社協
民生児童委員・福祉推進員・愛の輪協力員が連携し、支え愛連絡会※を開催する。／参加する。	社協 協議体・住民
愛の輪協力員・福祉推進員の設置をすすめる。	社協

《年次計画》

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
生活支援コーディネーターを中心に、困っている人と支援できる人をつなげる身近な支えあい活動の推進	継続				➡
協議体の取り組みの支援	継続				➡
支え愛連絡会の意義の周知と自治会単位の連絡会開催の働きかけ（助けあい活動）	継続				➡
愛の輪協力員・福祉推進員の設置 民生児童委員・福祉推進員・愛の輪協力員合同研修会（年1回）	継続				➡



▲民生児童委員・福祉推進員・愛の輪協力員合同研修会

活動目標Ⅱ 安心して暮らせるしくみづくり

一日常生活支援の充実と災害に備えた体制強化に取り組みます—

●重点的課題

- 分野ごとの相談体制を充実するとともに、包括的な相談支援体制※の構築を図る。
- わかりやすい相談窓口の周知をする。
- 福祉サービスの内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助けあい活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるように工夫する。さらに高齢者や視力・聴力に障がいのある人への伝達の手段の充実を図る。
- 多様なニーズに対して必要なサービスが提供できる総合的な支援体制を構築し、そして、在宅介護※を推進する。
- 災害対策の強化にあたっては、高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、要配慮者を意識した防災施策の推進など実施する。
- 虐待・ドメスティック・バイオレンス※（DV）を受けていたり、その恐れのある人が早期に発見され、必要な支援につながるよう、虐待・DVを理解し、いのちの大切さについて意識向上を図る。
- 必要な人が成年後見制度※を利用できるように環境の整備を図る。
- 判断能力が十分でない人々が、必要なときに必要なサポートが得られるようなくみを構築する。
- 孤立している世帯や生活の困難さを抱えている人に気づくことができる人を増やし、相談しやすい機会や支援につながるしくみを整備する。（生活困窮、ひきこもり、ごみ屋敷など）
- 在宅介護者が定期的に話す機会、介護について学ぶ場を設けるように努める。
- 通院、買い物など生活に困らないように移動方法や手段を検討する。



▲みどり一区「支え愛マップづくり」

活動計画1 相談支援の充実

具体的な取り組み	活動者
困っている人や悩みを抱える人たちの相談に応じられるよう相談体制を整える。	社協
窓口を紹介する。	協議体・住民

«年次計画»

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談先のフローチャート※の作成と相談窓口の明確化	準備 実施				→
総合相談窓口の紹介と他機関との連携強化	継続				→

活動計画2 情報提供の充実

具体的な取り組み	活動者
ホームページ、広報誌で社会福祉協議会事業や自治会の取り組み事例を紹介する。町報や広報誌の情報を発信、伝達する。	住民・協議体 社協

«年次計画»

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
自治会の活動事例をホームページや社協の広報誌「ふれあい」に掲載	準備 実施				→
障がいのある人への情報提供 (筆談※・音読※)	準備 実施				→
サロン※や座談会などにおいて周知	準備 実施				→

活動計画3 福祉サービス提供の充実

具体的な取り組み	活動者
地域の助けあい活動等を推進する「協議体」と協働して、必要な支援体制を検討する。	協議体 社協

«年次計画»

取り組み事項	具体的な活動計画					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
アンケートの実施 必要な支援体制の検討	実施					➡
福祉座談会を開催と新たに必要なサービスの検討	実施					➡



▲北栄町社会福祉センター・北条高齢者福祉センター
「総合相談所の開設」



活動計画4 災害時の連携の強化

具体的な取り組み	活動者
災害ボランティアセンターマニュアルの活用と見直しをする。	社協
支え愛マップづくりを広める。	町・社協
災害模擬訓練※を実施する。 ／参加の声かけ・参加をする。	社協 住民・協議体
災害時の模擬訓練を実施し、災害ボランティアセンターの運営や、町・社会福祉協議会との体制を強化する。	町・社協

《年次計画》

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
災害ボランティアセンター設置・運営のマニュアルの活用と見直し 町との連携体制を強化 災害模擬訓練を実施	準備	実施			
支え愛マップの意義の周知と自治会単位での作成の働きかけ	継続				

活動計画5 権利擁護の推進

具体的な取り組み	活動者
町と連携して必要な制度が利用できるように普及としくみづくりを行う。	社協・町

《年次計画》

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
法人後見事業※の実施 悪質商法の防止	実施				
総合相談機能の充実 日常生活自立支援事業※の継続、実施 生活困窮者自立支援事業※の継続、実施 福祉資金貸付事業※の継続、実施	継続				

活動計画6 支援が届きにくい人への対応

具体的な取り組み	活動者
生活支援コーディネーターの活動の充実をはかる。	社協
困りごとが話せる場づくり。	協議体
課題解決に向けたケース検討会等に参加する。	町・社協
介護教室を開催する。 ／参加する。	社協 住民・協議体

《年次計画》

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
生活支援コーディネーターの配置 (3名) よっしゃやらあ会の開催(月1回)	継続				➡
関係団体との連携強化 民生児童委員との連携強化 (月1回定例会に参加)	継続				➡
介護を学ぶ場として、介護教室を開催	継続				➡

活動計画7 生活に必要な移動手段の確保

具体的な取り組み	活動者
既存（北栄町タクシー利用料助成事業※等）の移動手段にかかるサービスの利用方法を工夫し、活用する。	住民・協議体 社協
地域住民の協力による交通手段の検討をする。（共助交通※）	住民・協議体 社協

《年次計画》

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
福祉座談会を開催し、新たに必要なサービスの検討	実施				➡
よっしゃやらあ会の開催と必要なサービスの検討・資源マップの作成	継続				➡

活動目標Ⅲ いきいきと暮らせるしくみづくり

—地域の人が集える場所や機会をつくります—

●重点的課題

- いきいきサロンの目的の理解を促すとともに、誰もが気軽に利用でき、負担感が少ないサロン運営をすすめる。
- 地域内で誰もが立ち寄れる場所や、子どもや男性が寄れる居場所など、多様居場所づくりを検討する。
- 社会とのつながりが少ない孤立者などが、社会参加できる機会をつくる。
- 誰もが制限されることなく生きがいのある生活の場を確保する。
- 全世代で運動や介護予防が必要であることの周知を図る。
- 身近な地域などで気軽に集まれる健康づくり・介護予防効果のある居場所づくりを検討し、より多くの人が参加できるよう周知と環境づくりをすすめる。

活動計画 1 居場所づくり・交流の場づくり

具体的な取り組み	活動者
いきいきサロン活動の促進をする。	社協
住民ニーズの把握をし、居場所をつくる。	協議体・社協
世代間交流※の働きかけをする。	社協
社会福祉センターを開放する。 小規模多機能型居宅介護事業所※を開放する。 こども食堂の設置を検討する。	社協

《年次計画》

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地域の実情に合ったサロンの具体的な方法を提案	継続				
いきいきサロンレクリエーション研修会の開催（年3回） リーダーの育成・発掘 幅広い層のサロン実施の検討	継続				
住民のニーズヒアリングと、居場所づくりの検討	継続				

活動計画2 社会参加・生きがいづくり

具体的な取り組み	活動者
資源の情報を収集し、マップの作成・活用をする。	社協・協議体
地域住民ニーズをヒアリングし、メニューの検討をする。	社協・協議体
地域の困っている人に声かけ、助けあいする。	住民・協議体
老人クラブの活性化を支援する。	社協・住民

《年次計画》

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地域内の交流活動資源マップの作成と活用	実施				
出張カフェ※の企画・開催	準備 実施				
老人クラブの活動をホームページや 社協の広報誌（ふれあい）掲載	準備 実施				

活動計画3 健康づくり・介護予防

具体的な取り組み	活動者
健康づくりを目的とした機会を提供する。	社協 住民

《年次計画》

取り組み事項	具体的な活動計画				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
どの年代でも参加できる健康教室や いきいきサロンなどの工夫と働きかけ	実施				



▲いきいきサロン



▲老人クラブ町合同運動会

資料編

- 1・データでみる北栄町の現状
 - 2・用語集
 - 3・計画策定の経過
 - 4・計画策定委員会設置要綱
 - 5・計画策定委員名簿
- 『別冊あり』アンケート結果



1 データでみる北栄町の現状

1. 総人口の推移	P 4 4
2. 人口構成の推移	P 4 4
3. 自治会別の人口	P 4 5
4. 自治会加入率の推移	P 4 6
5. 要介護（支援）認定者の推移	P 4 7
6. 認知症高齢者の推移	P 4 7
7. 障がい者手帳所持者の推移	P 4 8
8. 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待、要保護児童の推移	P 4 8
9. 自死者数の推移	P 4 9
10. 生活保護の動向	P 4 9
11. 各相談機関等の相談件数の推移、相談内容	P 5 1
①地域包括支援センター	
②障がい者地域生活支援センター	
③子育て世代包括支援センター（ネウボラ）	
④生活困窮者自立支援事業	
⑤総合相談所（社会福祉協議会）	
⑥民生児童委員	
12. 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）	P 5 8
13. えんくるり事業（社会福祉協議会）	P 5 9
14. 生活福祉資金・社会福祉資金（社会福祉協議会）	P 5 9
15. いきいきサロン開催数の推移	P 6 0
16. 食事サービスの推移（社会福祉協議会）	P 6 0
17. 愛の輪協力員数・見守り対象者の推移（社会福祉協議会）	P 6 0
18. 福祉推進員の推移（社会福祉協議会）	P 6 1
19. ボランティアセンター登録者数の推移（社会福祉協議会）	P 6 1
20. 各種団体会員数の推移	P 6 1
①北栄町老人クラブ連合会	
②北栄町身体障がい者福祉協会	
③精神障がい者家族会「幸の会」	
④北栄町母子会	

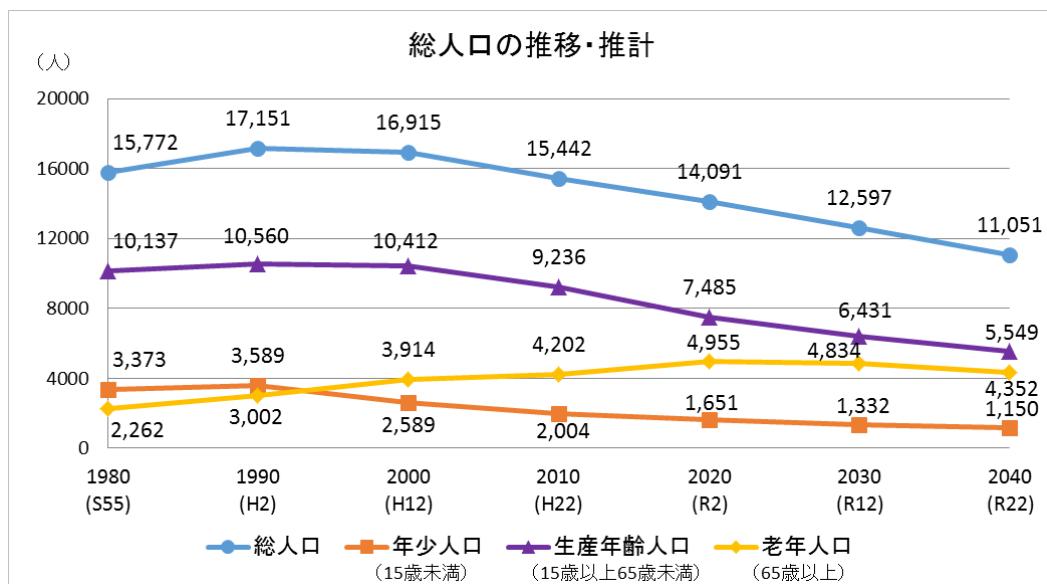


1 データでみる北栄町の現状

1. 総人口の推移

総人口は、1995年（平成7年）の17,228人をピークとして減少し続け、2015年には14,771人と15,000人を下回り、2040年には、11,051人と推計されています。

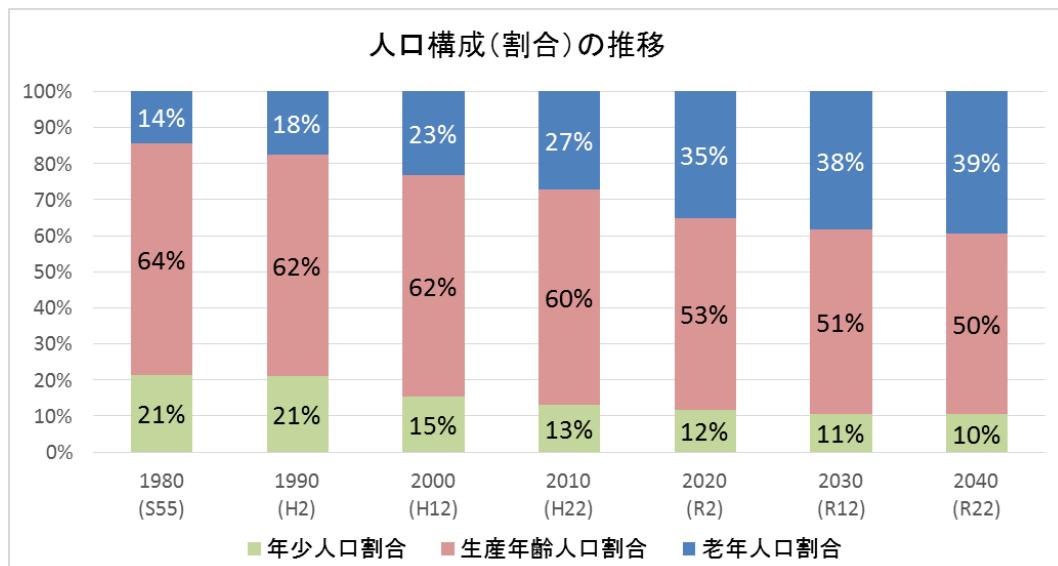
総人口を年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老人人口（65歳以上）の3区分を見ると、年少人口と生産年齢人口は、総人口の傾向と同じように減少を続けますが、老人人口は、2025年に5,000人を超えて、それをピークとして微減していくと推計されています。



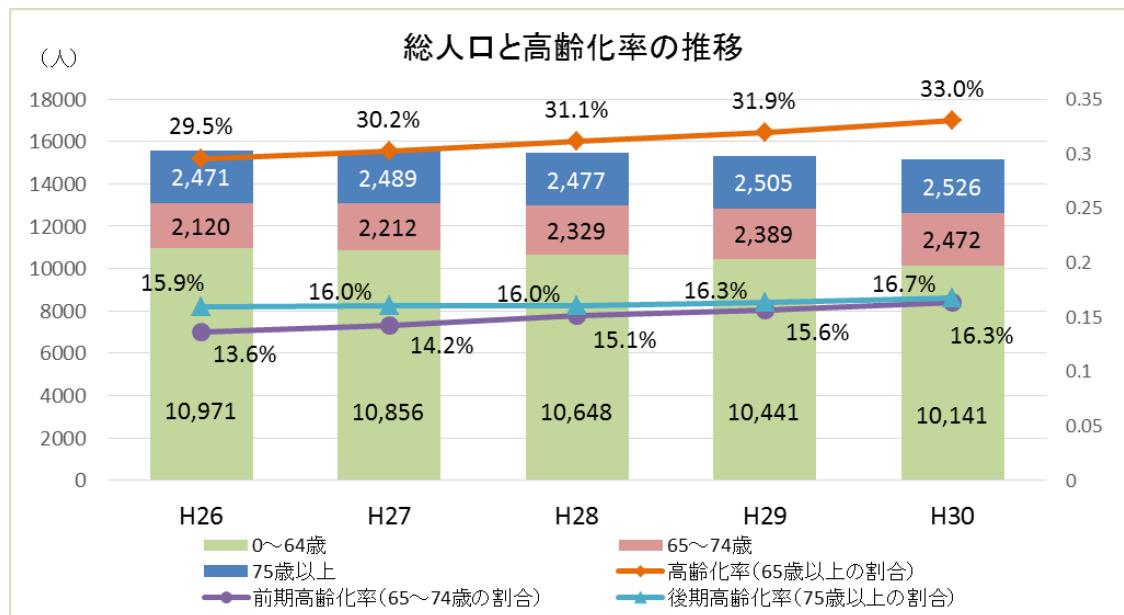
※2010年までは「国勢調査」、2015年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」データを使用

2. 人口構成の推移

年齢3区分の割合は、老人人口の増加により、2040年には、総人口に占める65歳以上人口の割合が、約4割になります。また、75歳未満の高齢者の伸び率が高く、このことは10年後の後期高齢者（75歳以上）の伸び率につながっていくと考えられます。



※2010年までは「国勢調査」、2015年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」データを使用



3. 自治会別の人団地

	自治会名	世帯数	人口 (人)	内訳			
				0～14歳 人数	0～14歳 %	15～64歳 人数	15～64歳 %
1	江北	159	429	34	7.9	221	51.5
2	江北浜	74	213	19	8.9	100	46.9
3	東新田場	56	212	37	17.5	107	50.5
4	西新田場	48	123	14	11.4	62	50.4
5	国坂	64	208	24	11.5	116	55.8
6	国坂浜	118	345	47	13.6	185	53.6
7	大野	86	230	32	13.9	129	56.1
8	田井	133	367	33	9.0	207	56.4
9	土下	103	278	31	11.2	150	54.0
10	米里	88	246	30	12.2	113	45.9
11	北条島	79	236	20	8.5	123	52.1
12	北尾	68	196	17	8.7	104	53.1
13	弓原	123	296	36	12.2	155	52.4
14	弓原浜	49	142	14	9.9	74	52.1
15	駅前	44	132	14	10.6	70	53.0
16	下神	117	351	36	10.3	175	49.9
17	松神	125	346	36	10.4	178	51.4
18	曲	98	280	35	12.5	142	50.7
19	みどり一区	138	351	35	10.0	187	53.3
20	向山団地	38	84	16	19.0	33	39.3
21	中央団地	101	292	71	24.3	175	59.9
22	山西	19	45	8	17.8	24	53.3
23	みどり西団地	221	564	118	20.9	348	61.7
24	小河原団地	24	61	5	8.2	40	65.6
25	みどり南団地	144	347	40	11.5	219	63.1
26	国坂東	84	235	36	15.3	157	66.8
27	さつきヶ丘団地	89	253	48	19.0	165	65.2
28	みどり二区	123	295	20	6.8	159	53.9
29	国坂中団地	64	144	31	21.5	100	69.4
30	さくら団地	58	192	38	19.8	128	66.7
小計 (北条地区)		2,735	7,493	975	13.0	4,146	55.3
合計 (町全体)		5,352	15,045	1,877	12.5	8,124	54.0
※平成31年4月1日現在 (住民基本台帳に基づく数値)							

	自治会名	世帯数	人口 (人)	内訳					
				0~14歳		15~64歳		65歳以上	
				人数	%	人数	%	人数	%
1	西園	199	624	77	12.3	334	53.5	213	34.1
2	東園	108	316	37	11.7	167	52.8	112	35.4
3	東園浜	64	156	15	9.6	95	60.9	46	29.5
4	六尾	129	276	21	7.6	124	44.9	131	47.5
5	六尾北団地	44	116	21	18.1	83	71.6	12	10.3
6	瀬戸	125	364	52	14.3	184	50.5	128	35.2
7	原	94	319	33	10.3	171	53.6	115	36.1
8	大島	85	304	42	13.8	154	50.7	108	35.5
9	西穂波	16	43	4	9.3	24	55.8	15	34.9
10	穂波	25	89	11	12.4	44	49.4	34	38.2
11	亀谷	111	325	41	12.6	168	51.7	116	35.7
12	東亀谷	115	280	30	10.7	145	51.8	105	37.5
13	下種	41	160	19	11.9	85	53.1	56	35.0
14	上種	25	99	14	14.1	54	54.5	31	31.3
15	茶ヤ条	15	55	10	18.2	28	50.9	17	30.9
16	西高尾	39	117	14	12.0	59	50.4	44	37.6
17	東高尾	29	73	9	12.3	38	52.1	26	35.6
18	岩坪	18	72	5	6.9	41	56.9	26	36.1
19	高千穂	20	48	1	2.1	20	41.7	27	56.3
20	由良宿1区	227	621	80	12.9	336	54.1	205	33.0
21	由良宿2区	143	389	56	14.4	190	48.8	143	36.8
22	由良宿3区	127	356	63	17.7	179	50.3	114	32.0
23	由良宿4区	66	164	22	13.4	82	50.0	60	36.6
24	由良宿5区	58	173	20	11.6	100	57.8	53	30.6
25	由良宿6区	36	70	8	11.4	38	54.3	24	34.3
26	由良宿7区	48	139	16	11.5	71	51.1	52	37.4
27	緑ヶ丘団地	75	214	27	12.6	118	55.1	69	32.2
28	妻波	171	511	42	8.2	271	53.0	198	38.7
29	大谷	278	844	97	11.5	456	54.0	291	34.5
30	別所	27	75	6	8.0	37	49.3	32	42.7
31	比山	24	59	2	3.4	34	57.6	23	39.0
32	青木	19	59	4	6.8	29	49.2	26	44.1
33	二子塚団地	16	42	3	7.1	19	45.2	20	47.6
小計(大栄地区)		2,617	7,552	902	11.9	3,978	52.7	2,672	35.4
合計(町全体)		5,352	15,045	1,877	12.5	8,124	54.0	5,044	33.5

※平成31年4月1日現在（住民基本台帳に基づく数値）

4. 自治会加入率の推移

○自治会加入率

H26	H27	H28	H29	H30
98%	98%	97%	97%	97%

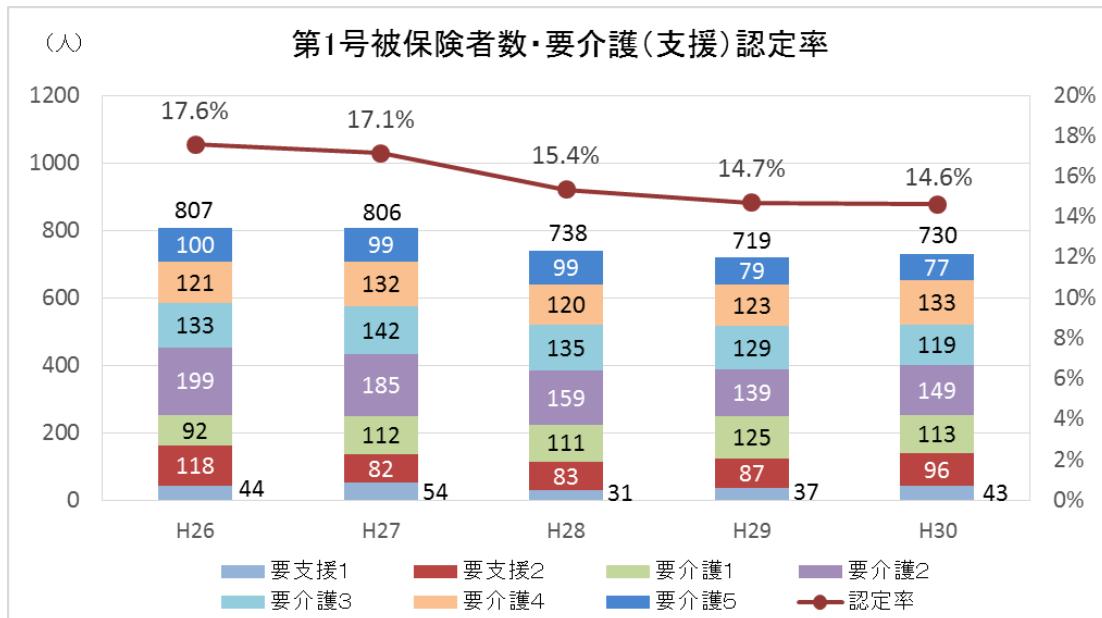
※「自治会全戸配布数／全戸配布対象数」で算出（育英寮除く）

5. 要介護（支援）認定者の推移

北栄町は平成 28 年度に地域支援事業にて「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入し、要支援認定者の通所及び訪問サービスを地域支援事業に位置付けたため、要支援 1 の認定者が減少しました。

大きな変化は 5 年間で要介護 5 が約 20 人、要介護 2 が 50 人減少しています。

要介護（支援）認定率は平成 27 年度までは 17% を超えていましたが、平成 28 年度からはおおよそ 15% 程度で推移しています。平均介護度はおおむね 2.5 で推移しており、大きな軽度化や重度化にはなっていません。

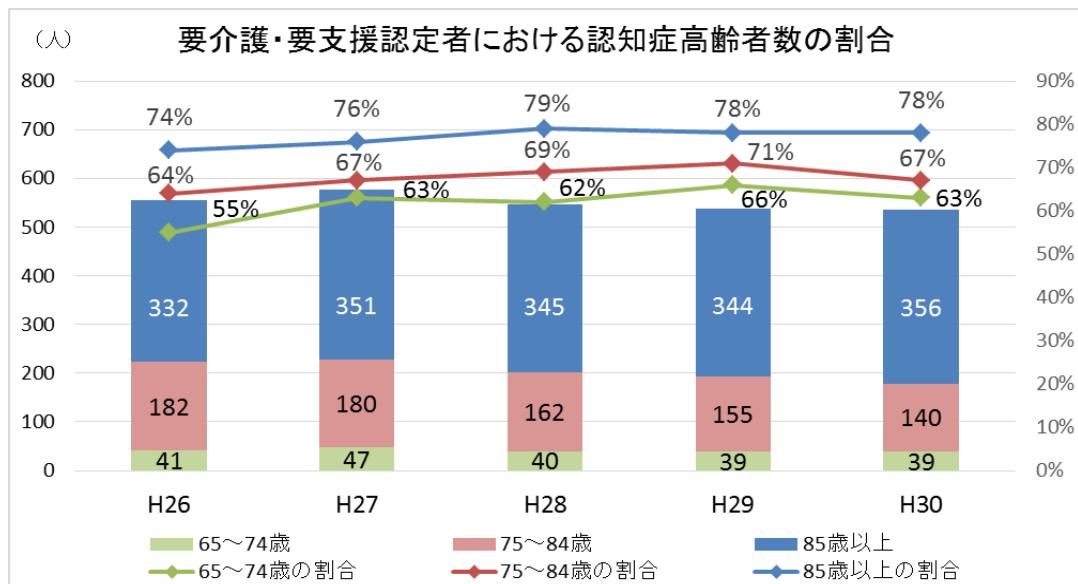


6. 認知症高齢者の推移

この表は、要介護（支援）認定者のうちの認知症高齢者の推移を表しています。

算出の根拠は要介護認定主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」において「Ⅱa (日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られる) 以上」の記載があるものです。町全体の認知症高齢者数ではなく、要介護認定者から把握した数値です。

認定者の約 70% に何かしらの認知症状が現れ、そのうち約半数は 85 歳以上です。



(参考) 認知症サポーター養成数 (人数)

	H26	H27	H28	H29	H30
サポーター数	577	243	308	509	271

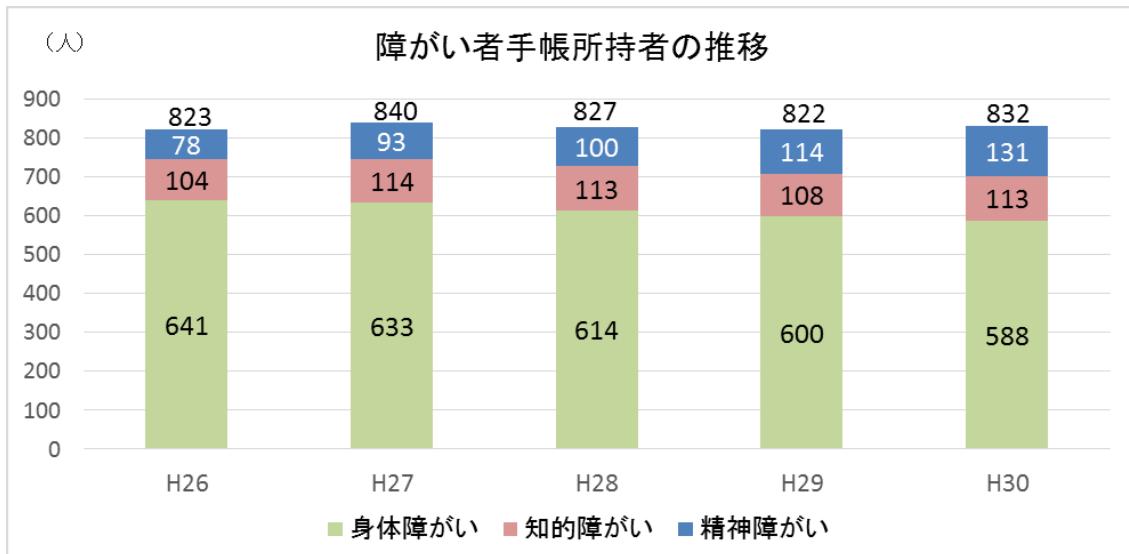
認知症サポーターは年度ごとの養成数に違いがありますが、30年度末における総養成数は3,285名となり、総人口に占める割合は20%を超えていました。

また、40名の認知症サポーターキャラバンメイトが登録しています。

24年度より開始した小学校版認知症サポーター養成講座等はキャラバンメイトの協力を得ながら開催しています。

7. 障がい者手帳所持者の推移

障がい者手帳所持者は、身体障がいは減少、精神障がいが増加しています。



8. 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待、要保護児童の推移

虐待は依然として発生しており、今後も早期発見、早期対応を図る必要があります。

また、要保護児童（虐待を含む不適切な養育により見守り・支援が必要な児童）は40人を超えており、引き続き関係機関と連携して支援していきます。

	実人数				
	H26	H27	H28	H29	H30
高齢者虐待	7	3	4	2	7
障がい者虐待	1	2	1	2	3
児童虐待	5	0	1	6	5

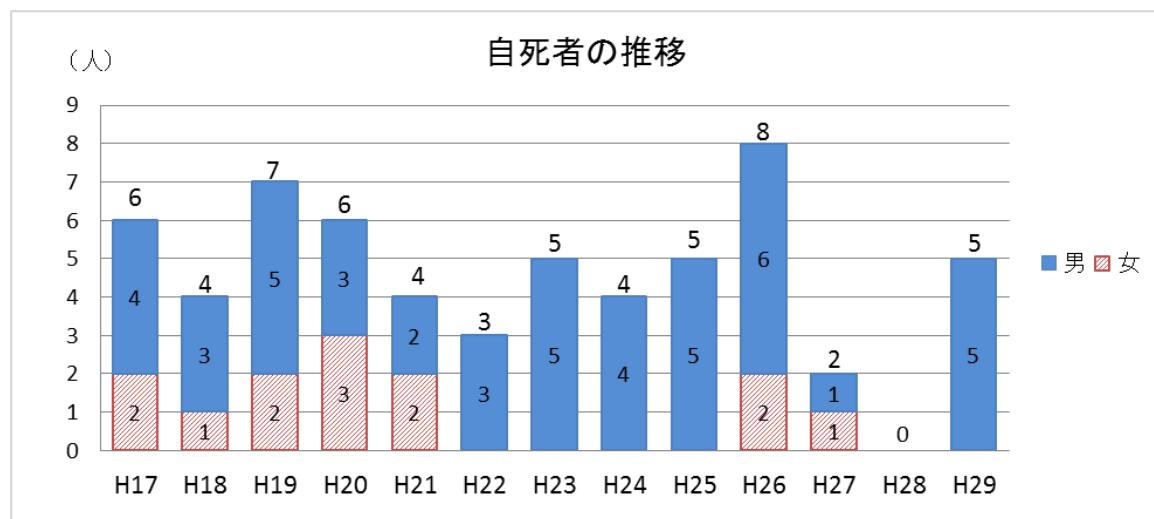
※当該年度に新規で受理した件数

	実人数				
	H26	H27	H28	H29	H30
要保護児童登録者数	45	40	43	52	42

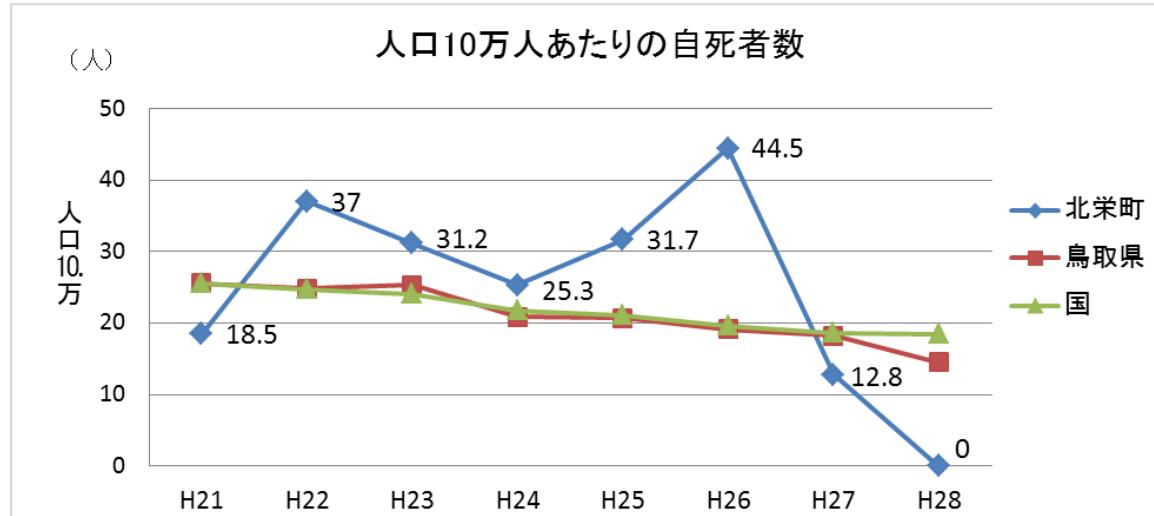
9. 自死者数の推移

自死者数は男性が約 80%と高くなっています。

また、年によって 0 人から 8 人と自死者の数には幅がみられます。平成 22 年から 26 年は国や県より高い状態でしたが、平成 27 年、28 年と下回っています。



※「人口動態統計」（厚生労働省）



10. 生活保護の動向

生活保護世帯数は年度間で大きな変動はなく、世帯数は 50 世帯強、人員数は 70 人前後で推移しています。

世帯類型別に見ると、高齢世帯が 4 割以上を占めており、保護費支給による経済的支援だけでなく高齢者が生活する上で必要な支援サービスを念頭に置いた援助活動が求められています。

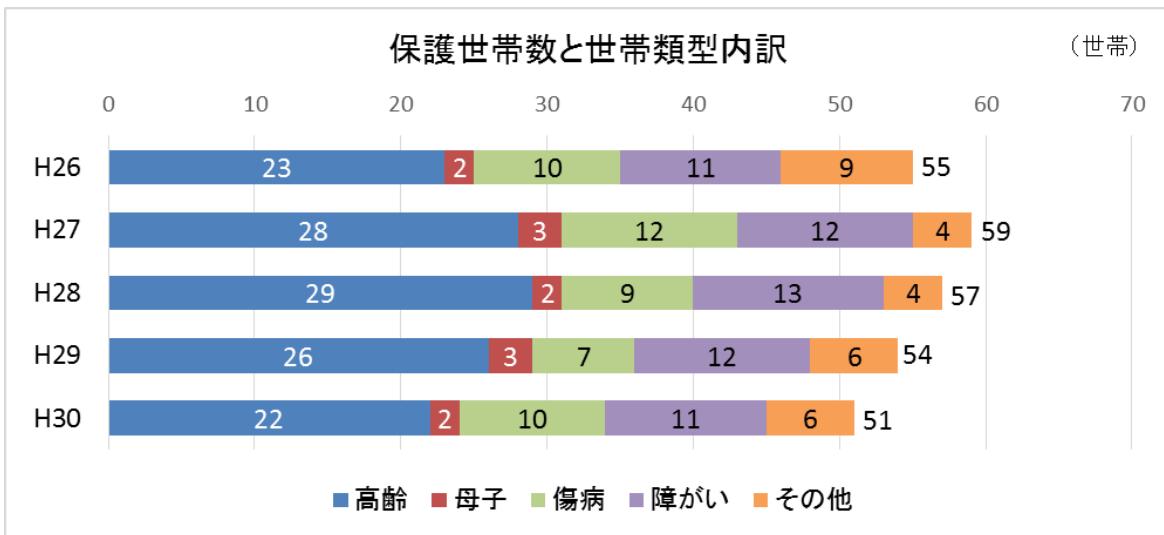
相談件数は、若干ながら減少傾向にあります。これは、平成 27 年度から開始された生活困窮者自立支援制度による相談受付で一定の効果が生まれていると見られます。今後も同制度と連携を図った相談体制を維持していく必要があります。

○生活保護世帯数推移 (世帯、人)

	世帯数	人員数	人口	保護率
H26	55	70	14,904	0.47%
H27	59	76	14,802	0.51%
H28	57	70	14,718	0.48%
H29	54	69	14,542	0.47%
H30	51	63	14,406	0.44%

※人口は鳥取県年齢別推計人口(各年10月1日)

※保護率=被保護実人員/推計人口



○相談・申請・開始数の推移 (件)

	相談	申請	開始	却下	取下
H26	32	15	9	2	4
H27	31	12	11	1	0
H28	23	6	5	1	1
H29	20	9	8	1	2
H30	22	12	9	2	3

○開始理由 (世帯)

理由	H26	H27	H28	H29	H30
世帯主傷病	1	0	0	4	0
預貯金減少	4	5	1	2	9
仕送り減少	3	0	0	0	0
労働収入減少	0	0	0	1	0
失業	0	1	2	1	0
ケース移管	0	5	2	0	0
その他	1	0	0	0	1
計	9	11	5	8	10

1.1. 各相談機関等の相談件数の推移、相談内容

①地域包括支援センター

相談件数は減少傾向にあります。相談内容は介護保険（予防給付）に関わることが一番多く、次いで地域支援事業、生活支援に関する事例となっています。特に平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んだことで、地域支援事業関連の相談が増加しています。

○相談件数

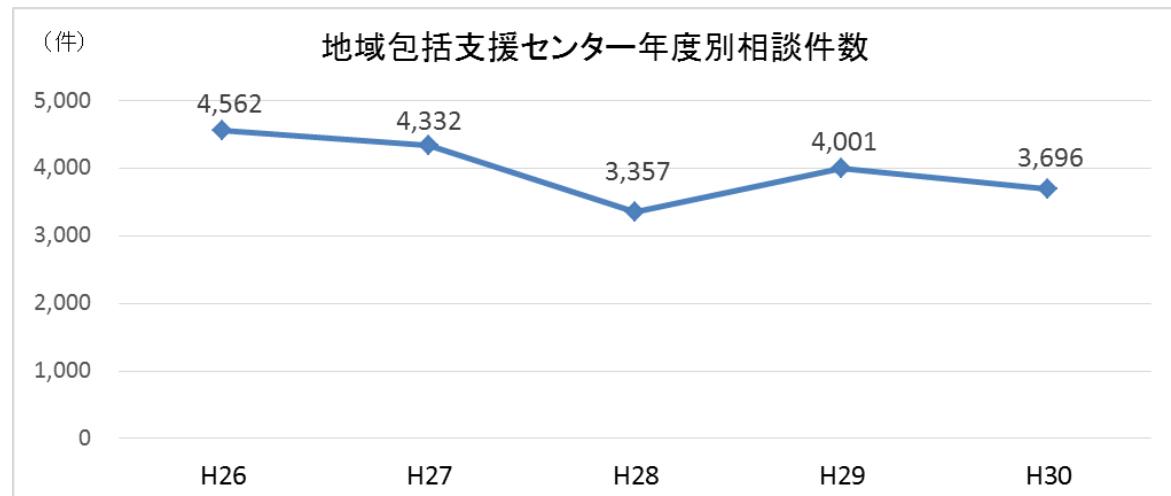
	(件)				
	H26	H27	H28	H29	H30
電話	2,796	2,577	1,454	2,092	1,261
来所	384	423	308	350	310
訪問	1,369	1,329	1,594	1,559	2,122
文書	13	3	1	0	3
計	4,562	4,332	3,357	4,001	3,696

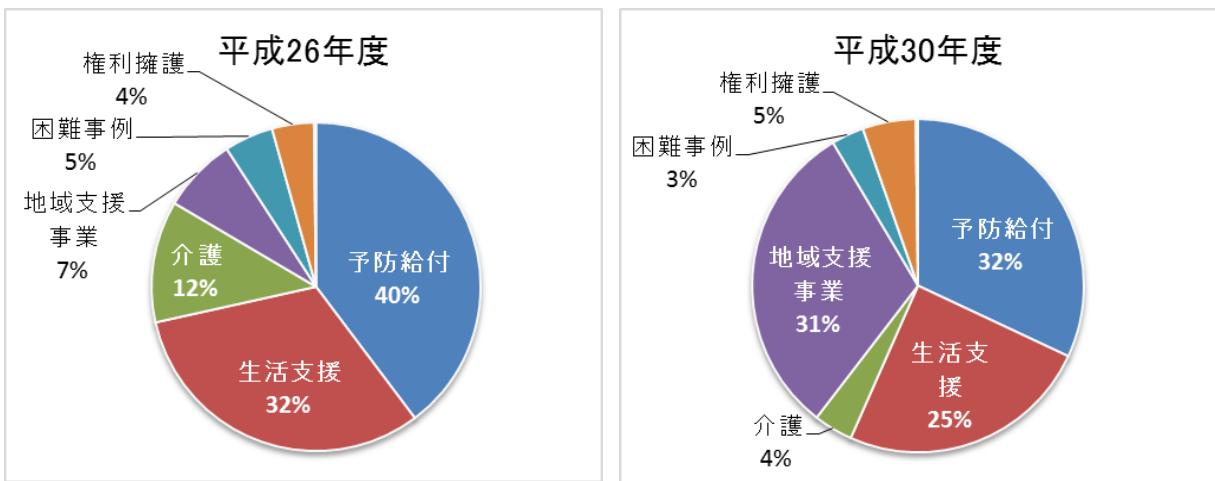
※H28 制度改正により集計方法を変更

○相談内容

	(件)				
	H26	H27	H28	H29	H30
地域支援事業	336	546	815	1,033	1,146
予防給付	1,812	1,488	1,148	1,533	1,182
生活支援	1,451	1,474	1,038	1,138	911
介護	545	512	124	156	141
権利擁護(虐待含む)	189	159	168	109	191
困難事例	220	127	37	16	117
その他	9	26	27	16	8
計	4,562	4,332	3,357	4,001	3,696

※1回の相談について、主な相談で分類





②障がい者地域生活支援センター

相談内容は家族関係や障がい福祉サービスの利用に関する相談が多く、特に家族関係については平成 26 年度に比べ約 10% 増えています。

障がい種別では、精神障がいが一番多く、次いで知的障がい、身体障がいの順となっています。平成 30 年度の精神障がいのある者の相談件数が他の障がいより大幅に増加している状況にあります。

○相談件数

(件)

	H26	H27	H28	H29	H30
電話	207	194	229	204	176
メール	97	29	5	8	0
来所	104	53	83	97	83
家庭訪問	65	37	36	20	28
面談	23	20	13	13	26
同行	18	15	24	36	17
個別支援会議	41	34	37	32	46
関係者との調整	416	275	334	443	403
その他	1	2	0	1	8
計	972	659	761	854	787

※参考 (障がい別の内訳)

(件)

	H26	H27	H28	H29	H30
身体障がい	237	58	62	14	25
知的障がい	293	146	190	221	221
精神障がい	302	184	315	285	447
その他	140	271	194	334	94

※「その他」は、身体・知的・精神障がいに該当しない発達障がい、高次脳機能障がい、または障がいの有無が不明な者

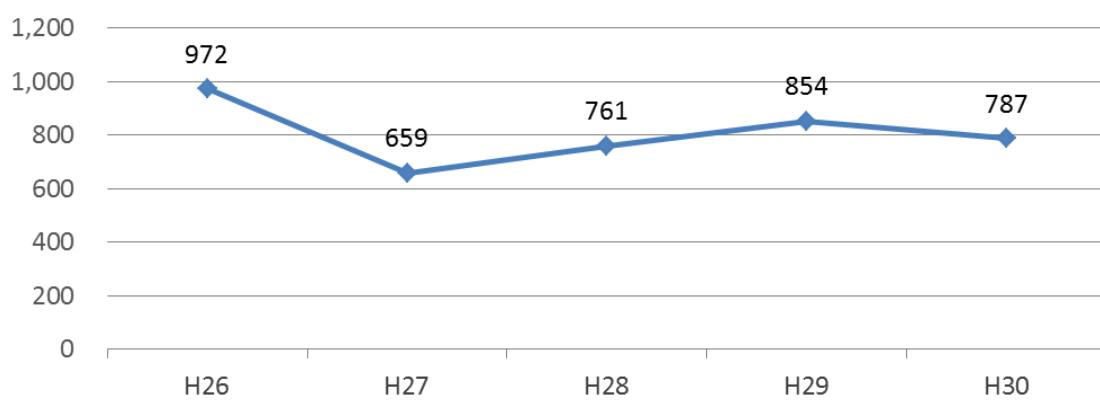
○相談内容

(件)

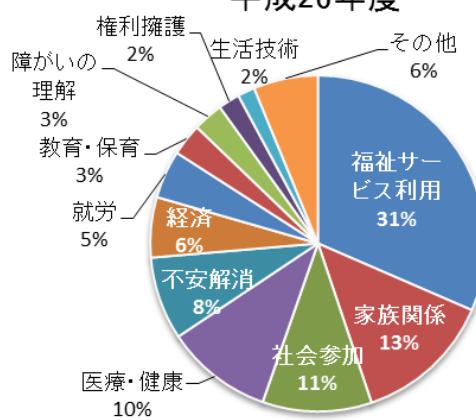
	H26	H27	H28	H29	H30
福祉サービス利用	532	293	317	362	330
障がいの理解	49	47	28	28	13
医療・健康	174	190	134	326	195
不安解消	135	166	167	145	118
教育・保育	52	72	58	123	52
家族関係	225	200	187	298	362
経済	98	118	63	154	169
生活技術	28	13	13	20	44
就労	78	104	120	129	41
社会参加	178	114	139	154	168
権利擁護	35	28	33	40	171
その他	105	45	72	17	17
計	1,689	1,390	1,331	1,796	1,680

(件)

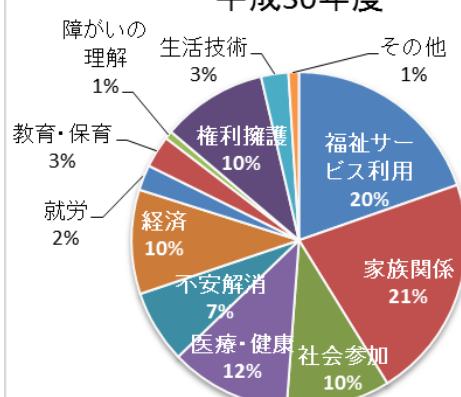
障がい者地域生活支援センター相談件数



平成26年度



平成30年度



③子育て世代包括支援センター（ネウボラ）

相談内容としては親自身の健康面に関する相談が多く、そのうち、平成29年度は約5割、平成30年度は約8割が心の健康に関する相談でした。産後うつ及び虐待予防のため、新生児訪問時に「産後うつ病質問票」や「赤ちゃんへの気持ち質問票」等の活用を平成29年度途中から開始した事も影響しています。

また、孤立や知識の欠如による育児不安・負担感の訴えも一定の相談があります。生活に関する悩みについては、経済面や家族関係に関する事が含まれ、福祉課の福祉サービスとの連携をはかっています。

○相談件数

平成29年度

(件)

	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計
電話	9	18	0	0	8	3	0	38
来所	21	10	0	3	3	0	4	41
訪問	17	17	4	3	6	4	1	52
受診同伴	6	0	0	0	0	1	0	7
健診・教室	1	0	0	0	1	1	1	4
子育て支援センター	1	3	0	1	9	1	0	15
検討会・会議	3	5	0	0	0	3	0	11
情報提供	2	0	0	0	0	0	0	2
計	60	53	4	7	27	13	6	170

平成30年度

(件)

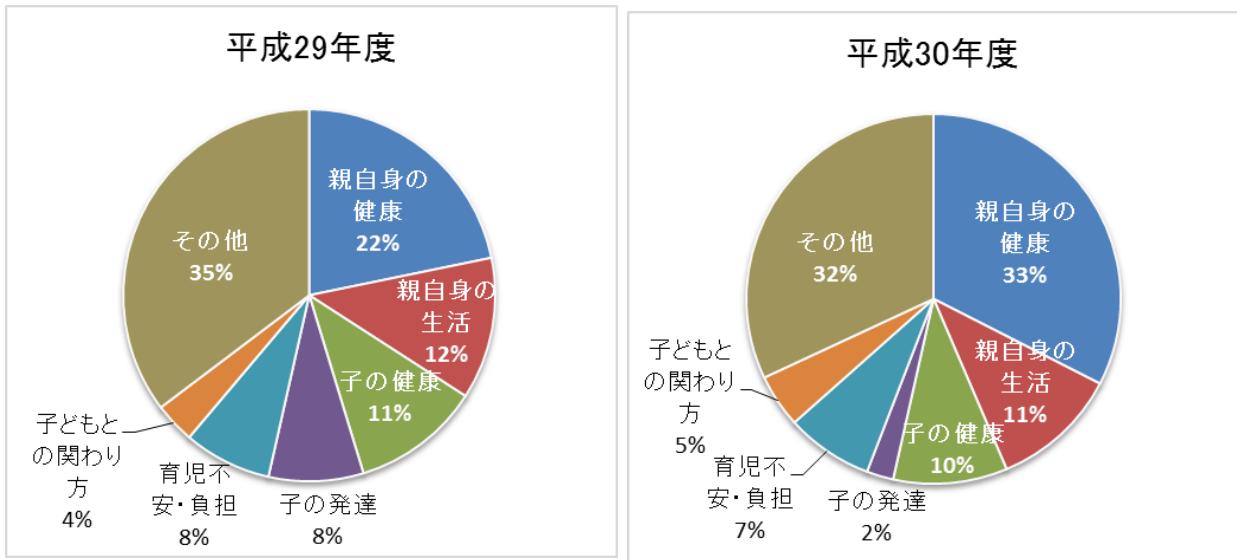
	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計
電話	9	17	1	0	2	3	2	34
来所	16	13	0	0	7	7	7	50
訪問	16	38	4	0	13	2	0	73
受診同伴	0	1	0	0	0	0	0	1
健診・教室	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て支援センター	0	1	0	0	4	0	0	5
検討会・会議	1	3	0	0	1	4	0	9
情報提供	0	0	0	0	0	0	0	0
計	42	73	5	0	27	16	9	172

※「その他」には、産後1年以上を経過した親、死産後、10代後半の女子を含む

○相談内容

(件)

	H29	H30
子の健康面に関する事(発育、病気など)	19	17
子の発達に関する事	14	4
子どもとの関わり方について(しつけ、食事など)	6	8
育児不安・負担	13	13
親自身の健康面	37	56
親自身の生活に関する悩み	21	19
その他	60	55
計	170	172



④生活困窮者自立支援事業

平成 27 年度から生活困窮者自立相談支援実施機関を設置しています。

相談件数は、設置当初の平成 27 年度こそ低調だったものの、翌年度以降は 500~700 件程度で推移しています。

年代別で相談者の内訳を見た場合、年度によって若干の傾向は異なるものの総じて 50 代以上の中高年からの相談が多い状況が見られます。とりわけ 50 代は相談者全体の 3 分の 1 以上を占めています。また、希望する支援内容にも関係しますが、就労に課題を抱える中高年や、年金だけでは生活費のやりくりができない高齢世代がいることが伺えます。

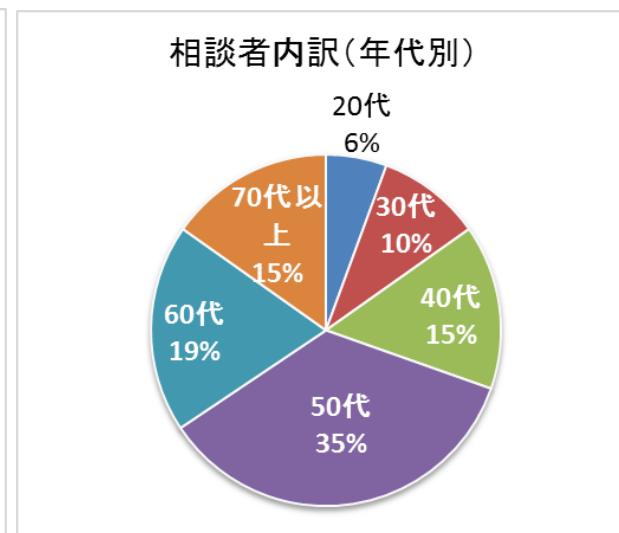
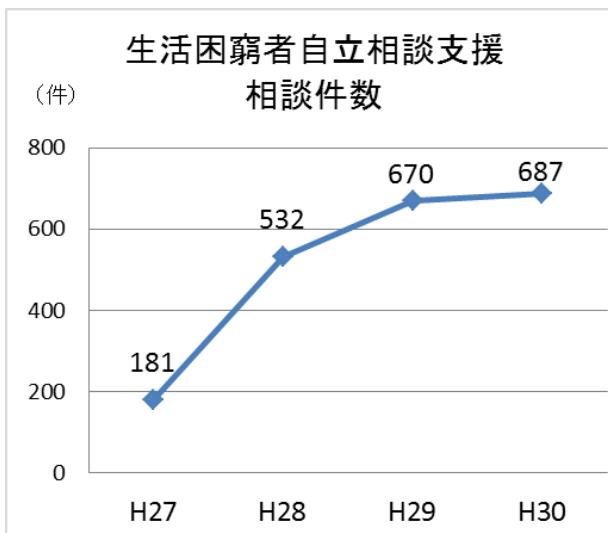
また、相談者が希望する支援を全体の割合で見た場合、「就労支援」と「住居支援」で全体の半数を超えており、そのため、安定した収入と安心して生活が送られる住居の確保に対する支援を第一に考える必要があるといえます。

○相談件数 (延件数)

H27	H28	H29	H30
181	532	670	687

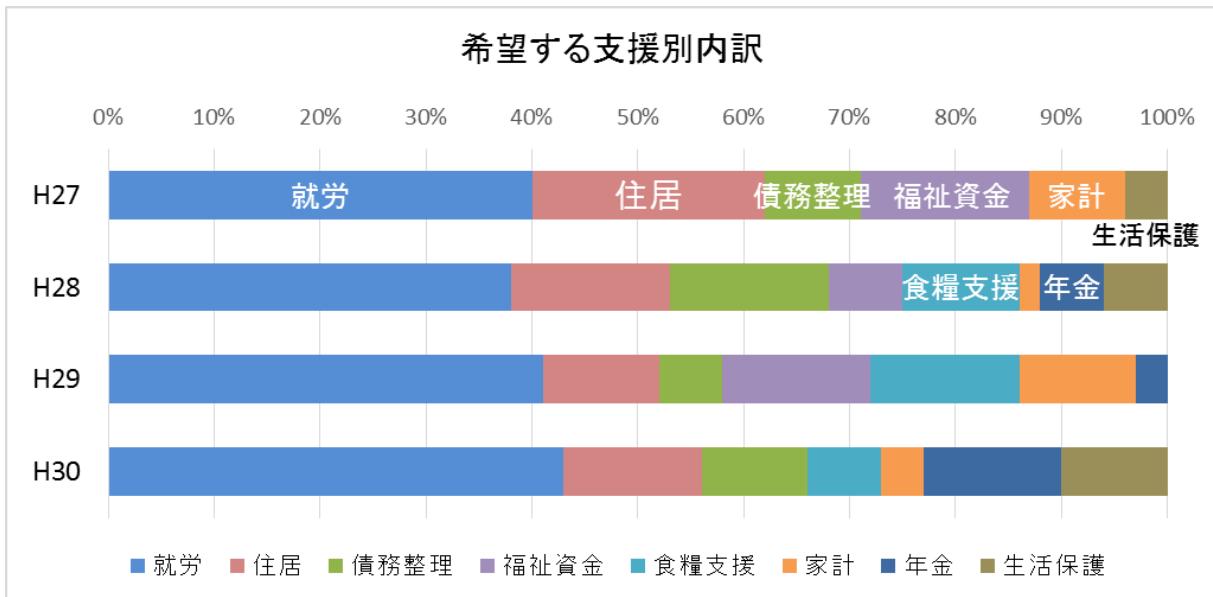
○相談者年齢別内訳 (人)

	H27	H28	H29	H30	計	割合
20代	1	2	3	1	7	5.6%
30代	4	5	0	3	12	9.6%
40代	9	3	3	4	19	15.2%
50代	17	13	8	6	44	35.2%
60代	7	7	6	4	24	19.2%
70代以上	4	7	2	6	19	15.2%
計	42	37	22	24	125	-



○希望する支援内容別内訳 (%)

	H27	H28	H29	H30
就労	40	38	41	43
住居	22	15	11	13
債務整理	9	15	6	10
福祉資金	16	7	14	0
食糧支援	0	11	14	7
家計	9	2	11	4
年金	0	6	3	13
生活保護	4	6	0	10



⑤総合相談所（社会福祉協議会）

行政相談（国などの仕事に関する困りごと）、人権相談、よろず相談を開設しています。中でも行政相談の相談件数は多く、平成28年度以降は月2回開設しています。

	(件)			
	行政相談 (月2回)	人権相談 (月1回)	よろず相談 (月1回)	年金相談 (年4回)
平成26年度	79	1	21	1
平成27年度	91	1	8	0
平成28年度	98	3	10	0
平成29年度	112	4	8	
平成30年度	120	3	8	

※行政相談:26・27年度は月1回開催

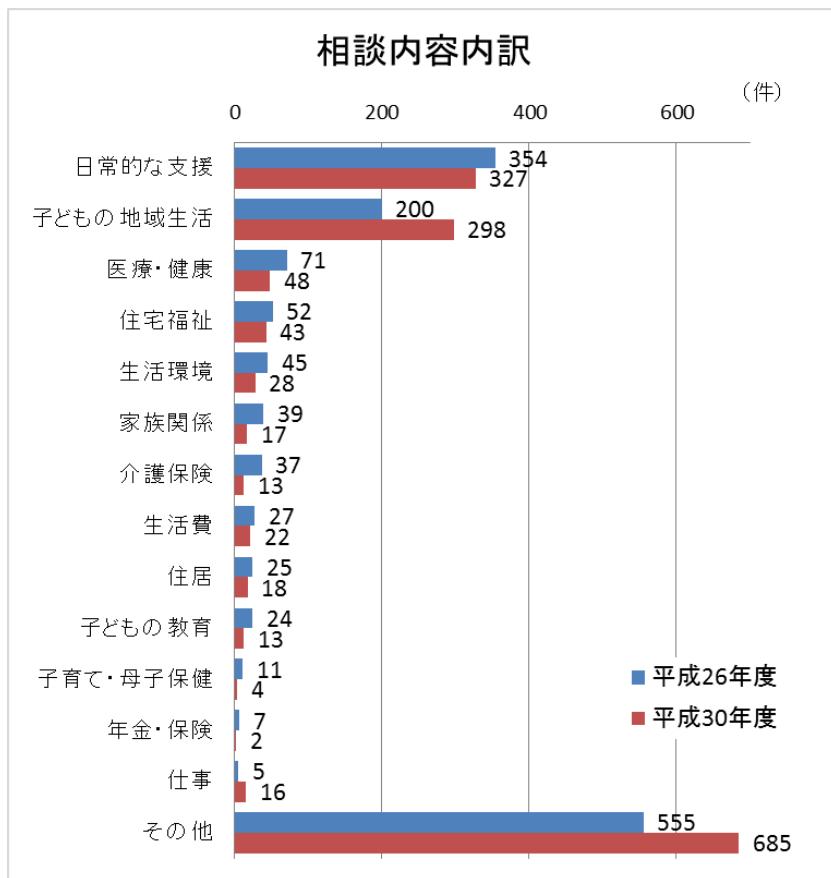
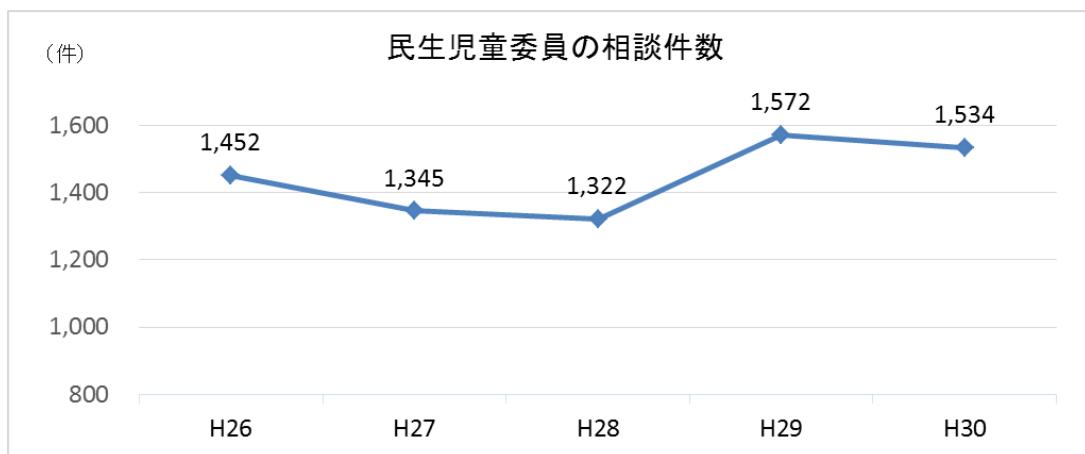
⑥民生児童委員

相談件数は過去5年間では、平成29年がピークとなっていますが、今後は横ばい状況で推移することが予想されます。相談内容については、過去5年間の割合を見ると、大きな変動はなく似た傾向にありますが、高齢者の増加に伴い、高齢者に関する相談が増加する見込みです。

○相談件数、内容

(件)

	H26	H27	H28	H29	H30
住宅福祉	52	85	57	66	43
介護保険	37	21	11	9	13
医療・健康	71	65	36	58	48
子育て・母子保健	11	3	2	3	4
子どもの地域生活	200	126	116	149	298
子どもの教育関係	24	11	11	26	13
生活費	27	22	19	22	22
年金・保険	7	1	2	0	2
仕事	5	8	3	2	16
家族関係	39	19	15	50	17
住居	25	20	22	14	18
生活環境	45	36	39	36	28
日常的な支援	354	359	437	453	327
その他	555	569	552	684	685
計	1,452	1,345	1,322	1,572	1,534



1.2. 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

相談件数は増加していますが、契約締結能力がなく本事業の対象とならない場合や、事業利用の必要性はあっても、本人の利用意思がなく利用につながらないケースがあります。

	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数(件)	6	15	53	134	102
利用者数(人)	1	1	3	3	4

※相談件数には、事業の問合せ、現利用者からの相談、臨時支援を含む

13. えんくるり事業（社会福祉協議会）

平成 29 年度から事業を開始しています。様々な理由により生活困窮につながっており、家計改善支援事業や社会福祉資金貸付事業等も活用しながら支援を行っています。

相談後の支援は、食糧や灯油、ガソリン代、車検費用、家賃、受診料、就労準備品などの現物給付を行っています。

	H29	H30
相談件数(件)	17	10
支援人数(人)	9	4

14. 生活福祉資金・社会福祉資金（社会福祉協議会）

平成 28~30 年度は、鳥取県中部地震に関連し、生活福祉資金の相談が多くありました。しかし、地震に関連した貸付を除くと年々かなりのペースで減少しています。

相談者は 40 代以上の男性で単身者が多く、相談の内容は電気代などの生活費に関する相談が多くあります。生活困窮者自立支援事業が開始されたことに伴い、平成 28 年度以降は町（福祉課）経由の相談が多くなりました。

しかし、資金貸付を利用しても生活が改善されず、新たな貸付を繰り返す利用者の増加や償還金の滞納者の対応が課題となっています。

○貸付状況

	内容	生活福祉資金	社会福祉資金	合計	町（福祉課） 経由
H26	相談(件)	5	8	13	8件
	決定(件)	3	4	7	
	金額(円)	220,000	160,000	380,000	
H27	相談(件)	12	7	19	7件
	決定(件)	0	5	5	
	金額(円)	0	50,000	50,000	
H28	相談(件)	21	10	31	25件
	決定(件)	1	6	7	
	金額(円)	0	60,000	60,000	
H29	相談(件)	15	3	18	17件
	決定(件)	3	3	6	
	金額(円)	1,494,000	30,000	1,524,000	
H30	相談(件)	9	6	15	14件
	決定(件)	2	5	7	
	金額(円)	250,000	47,000	297,000	

* 平成30年度の貸付内容等

- ・生活福祉資金 2件(地震後の修繕、生活費)
- ・社会福祉資金 5件(電気代等の生活費)
- ・貸付対象とならなかつた理由:

生活保護、自己破産申請中、償還の見込みなし、相談日当日の貸付を希望

15. いきいきサロン開催数の推移

社会福祉協議会からの職員派遣を受けて運営している自治会もありますが、月開催の半数は各自治会が自主的に運営・実施をしています。

参加者のほとんどが女性であり、男性の参加者が少ない現状があります。また、参加者が固定され、「同世代がいないから」といった理由で参加されない高齢者もあります。

サロンが開催されていない自治会もありますが、開催している自治会も、サロン運営に対する悩みがあり、その解消にむけた取り組みが必要です。

	実施自治会数		延実施回数 (人)	延参加者数 (人)
	北条	大栄		
H26	42	23	19	831
H27	41	22	19	823
H28	41	22	19	882
H29	43	24	19	908
H30	45	25	20	964

16. 食事サービスの推移（社会福祉協議会）

民生児童委員や介護支援専門員からの相談で利用となることがあります。食事確保だけではなく、定期的な訪問の機会となりひとり暮らしの方の安否確認となっています。

火曜日、金曜日の食事づくりと配達は、ボランティアが多く関わっていますが、玄関口での受け渡しができない方の場合は、ボランティアでは配達が難しく課題となっています。

	H26	H27	H28	H29	H30
延利用者数(人)	584	629	653	602	560
配食数(食)	3,462	3,751	3,889	3,577	3,451

17. 愛の輪協力員数、見守り対象者の推移（社会福祉協議会）

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯を対象に、自治会長や民生児童委員からの推薦により設置しています。日常の見守りや声かけにより地域で安心して生活できるよう支援しています。

愛の輪協力員の設置が必要と思われても、設置にいたってないケースもあり、今後の課題となっています。

	H26	H27	H28	H29	H30
協力員(人)	215	212	210	208	212
見守り対象者(人)	237	236	234	232	235

18. 福祉推進員の推移（社会福祉協議会）

各自治会から50世帯を基準として1名を選出させていただき、社会福祉協議会が委嘱しています。民生児童委員と協力しあい地域の福祉活動を行い、地域でのネットワークづくりを進めていますが、設置のない自治会もあり、広く設置を広げていく必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
福祉推進員(人)	110	103	110	111	111

19. ボランティアセンター登録者数の推移（社会福祉協議会）

ボランティアセンター登録者は、食事サービス（調理・配食）ボランティア、傾聴ボランティアです。個人、団体とも登録者が減少しており、担い手が不足しているため、啓発や育成の強化が必要です。

	H26	H27	H28	H29	H30
個人	254	211	211	219	196
団体	8団体 (1,503人)	7団体 (396人)	6団体 (362人)	5団体 (351人)	2団体 (28人)
計(人)	1,757	607	573	570	224

※H27、H28集計方法を変更

20. 各種団体会員数の推移

①北栄町老人クラブ連合会

自治会単位の老人クラブ（単位クラブ）が加盟して活動しています。スポーツ活動を通じての健康づくり、会員同士の支えあい活動、地域づくりへの参画につとめています。

役員の後継者がなく単位クラブが減少しており、今後は、単位クラブの会長負担の軽減や単位クラブ内の役割分担を進めていく必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
単位クラブ(団体)	29	28	26	23	21
会員数(人)	1,138	1,078	1,014	870	766

②北栄町身体障がい者福祉協会

町内の身体障害者手帳が交付されている方すべてを対象として構成している団体です。スポーツ大会での会員親睦や研修会に参加し、学びあい、障がい者福祉の増進につとめています。

町（福祉課）の協力と会員が加入勧誘に努力されており実動会員が増加しています。今後は、若い方の加入を促進する方法を検討する必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
会員数(人)	88	73	80	62	52

③精神障がい者家族会「幸の会」

月1回の定例会を継続して開催しています。また年1回は会主催の講演会を開催したり、福祉まつりへの参加、交流会などの活動をしています。

会員数が少なく、会の存在が周知されていないこと、会員数が少ないとため、活動しにくいことが課題となっています。

	H26	H27	H28	H29	H30
会員数(人)	12	12	12	14	15
賛助会員数(人)	2	2	3	3	3

④北栄町母子会

新規会員の加入が少なく、会員数が減少しています。同じ人が役員を担っており、事業運営の負担が大きくなっています。

	H26	H27	H28	H29	H30
会員数(人)	24	22	13	13	12

2 用語集

区分	用語	解説
あ	あいサポートー	あいサポートバッジを身につけ、障がいの特性や必要な配慮などを理解して、障がいのある方を手助けする者。
	愛の輪協力員	ひとり暮らし高齢者等への見守りや声かけを行う協力員。自治会長の推薦に基づき、対象者の近隣の方を社会福祉協議会が委嘱する。
え	NPO	民間の非営利組織のこと。市民の発意にもとづき自主的に活動をしている、市民が主体となった「市民活動団体」をさす。
お	音声・点字対応	視覚障がい者の生活に役立つよう、音声や点字(指で触って読めるよう、紙面に突起した六つの点を一定の方式で組み合せたもの)で情報提供すること。
	音読	声に出して文章を読むこと。
か	介護予防	介護が必要な状態にならないために心身の衰えを未然に防いだり、または介護が必要でも、できるだけ心身の状態を改善しようとする取り組みのこと。
き	協議体	住んでいる地域に必要な助けあいの活動についての検討等、定期的な情報共有や連携強化の場。協議体の参加者は、地域づくりに関心のある住民や生活支援・介護予防サービスの提供主体で構成されている。
	共助交通	地域の需要に見合った持続可能な生活交通手段を確保することを目的として地域住民が主体となって自家用車などを活用し、運送を行うこと。
	共生型サービス	分野に限定しない一体型のサービス。例えば介護保険・障がい福祉サービスでは、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくする一体型のサービスを制度上に位置づけている。
	共同募金	社会福祉法に基づき、地域福祉の推進のために活用される募金。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ」として全国で取り組まれている。
け	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人のこと。
	圏域	地域とほぼ同じ意味で、全体として一体性をもつ空間をいう。生活圏・通勤圏など圈としてくられた内部の地域。
	権利擁護	虐待やDV等により権利侵害を受けている方、認知症等により判断能力が低下し、サービス利用契約や入院手続き等を行うことが困難な方に対し、その方の意思を尊重し、代弁・自己決定ができるよう支援すること。
こ	こけないからだ講座	地域に住む人たちが、こけないからだ体操(童謡を歌いながら6種類のゆっくりとした筋力運動を行う介護予防体操)を習得し、公民館などの身近な場所で集まって実施できるように支援する講座。

区分	用語	解説
こ	コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。生産・労働・教育・衛生・医療・芸能・祭りなどで関わりあいながら、住民相互の交流や深い結びつきをもつ地域社会、あるいはそのような住民の集団をさす。
さ	災害ボランティアセンター	災害時に被災地に設置される災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。被災地でのニーズ把握やボランティアの受入、活動の取りまとめ、調整などを行う。
	災害模擬訓練	大規模災害による被害を想定した上で、各関係団体・機関の連携方法や災害ボランティア活動の実動訓練を行うこと。
	在宅介護	住み慣れた自宅や地域社会の中で生活できるよう、自宅で介護を受けること。
	支え愛マップ	日常生活を送る上や災害発生時の避難において、支援を必要とする地域住民の情報や避難支援の方法等を、地区の地図上にまとめたもの。
	支え愛連絡会	見守り支援の活動として北栄町で進めている取り組みの一つ。支援の必要な世帯について身近な自治会内等で情報共有し、日頃の見守りや生活支援、緊急時の対応について話し合う。主に民生児童委員や福祉推進員、愛の輪協力員など地域の福祉活動の担い手が参加。
	サロン(いきいきサロン)	地域の仲間づくり、出会いの場づくりを図る活動。みんなが集まって気軽に、無理なく、楽しく、自由に過ごせる場または、参加する方々と運営を手伝うボランティアが自由に企画、運営する。北栄町では、自治会単位で「いきいきサロン」の活動が展開されている。
し	自死	自ら死を選びとること。
	自治基本条例	住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例。地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めている。
	児童相談所	18歳未満の子どもを対象として、子どもに関する相談に応じており、その内容により、調査、心理診断、医学診断等を行う。その他に施設入所、里親委託など措置の機能と必要に応じて児童を一時保護する機関。
	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。
	出張カフェ	住民等が自治会や施設に出向き、レクリエーションや茶話会等を行う集いの場のこと。
	手話通訳者	手話を使って聴覚に障がいのある方が他者とコミュニケーションを図れるよう通訳する者。
	生涯学習出前講座	地域や団体自らが主体的に学習活動を行い、生涯をとおして学ぶ環境を整えることを目的に生涯学習課が中心に実施している。講座のテーマは、町政に関することや福祉・保健、環境、人権に関することなど多様で、6人以上のグループや団体等に対し講師を派遣している。

区分	用語	解説
せ	小規模多機能型 居宅介護事業所	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることが出来るよう、利用者の選択に応じて施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行う事業所。
	生活困窮者自立支援事業	生活困窮など様々な問題を抱えている人に対し、断らない相談窓口となり、相談者の抱えている問題を適切に把握し、本人の希望にそった「支援計画」などを作成、自立に向けた支援を行う。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進することを目的に介護保険制度に位置づけられたコーディネーター。自分たちのまちを良くしていくため、「協議体」と協力しながら、地域の様々な助け合い活動をつなげ、組み合わせる調整役となる。「地域支え合い推進員」とも呼ばれる。
	生活支援サポーター	地域の高齢者の個別の生活ニーズに応じ、ごみ出しや片付け、掃除や買い物などの日常のちょっとした困りごとを支援するサポーター。生活支援サポーター養成講座を修了した後、社会福祉協議会に登録し活動をしている。
	生活支援体制整備事業	介護保険制度に位置づけられた事業。見守り、外出支援、買い物・調理・掃除等の生活支援サービスの充実やその担い手の育成をすすめるとともに、高齢者の生きがい・介護予防の充実にむけた取り組みを行う。生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置もこの事業の一つ。
	成年後見制度	判断能力が不十分なために、契約や財産管理等が困難な方に対し、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を支援する制度。家庭裁判所から選任された援助者(後見人等)は、本人の希望を尊重しながら、生活状況や身体の状況等に配慮しながら支援を行う。この他に、将来、判断能力が低下した場合に備えて援助者を決めておく「任意後見制度」がある。
	成年後見制度利用促進 基本計画	平成28年5月、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的推進を目的に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行。その法律にもとづき、市町村における成年後見制度の利用促進に関する基本的な施策を計画化したもの。
	世代間交流	「高齢者」と「子ども」、あるいは「学生」と「社会人」といった世代を超えた交流をさす。
た	タクシー利用料助成事業	交通利用者の負担軽減と交通の確保を図ることを目的として、日常生活で必要とされる交通手段にかかるタクシー利用料を助成する事業。
ち	地域共生(地域共生社会)	地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。
	地域福祉	地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考え方。

区分	用語	解説
ち	地域福祉活動	子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もがその地域で、いきいきと自立した生活を送れることを目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて、共に支えあい・助けあう社会づくりを具体化すること。
と	ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者暴力または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力も含む。
に	日常生活自立支援事業	高齢や障がいにより、判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助とその他福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどの援助を行う事業。社会福祉協議会が実施している。
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人を「認知症サポーター」という。特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る「応援者」のこと。
は	パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。(通称:パブコメ)
ひ	PDCAサイクル	P(plan 計画)D(Do 実行)C(Check 評価)A(Action 改善)の4つの頭文字で、P⇒D⇒C⇒A…といった具合に、4つの段階を循環的に繰り返し行うことで、仕事(業務)を改善・効率化することができる方法である。
	筆談	互いに文字で書いて、意思を伝え合うこと。
	避難行動要支援者	災害時に自力での避難が難しく手助けが必要な方。高齢者、障がい者、乳幼児など災害時に配慮が必要な方のうち特に支援が必要な人のことをいう。
	避難支援個別計画	災害時に避難支援が必要となる、一人暮らし高齢者、要介護者、障がい者等が、災害時にどのような避難行動をとればよいか、一人一人の状況にあわせてあらかじめ作成する個別の避難計画のこと。
ふ	福祉活動助成金	地域の福祉活動の活性化を図るため、社会福祉協議会が自治会で行う福祉活動に対し助成金を交付。
	福祉教育	すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別などすることなく社会生活の中でともに支えあい、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育。
	福祉教育助成金	町内の小学校・中学校において、児童・生徒にボランティア活動への理解と関心を高め、福祉のこころを育てる福祉教育に対し、社会福祉協議会が助成金を交付。
	福祉座談会	地域での福祉課題の発見や地域の支えあいの輪づくりなど地域力・住民力の更なる向上を目的とした会。主に自治会等で住民が集まり、地域の福祉課題を話し合う形式で実施する。
	福祉資金貸付事業	失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援することを目的として、生活再建までの取り組みへの支援と生活費等の貸付を行う。

区分	用語	解説
ふ	福祉推進員	住民の福祉向上のため、よりよいサービスの情報提供を行うとともに、自治会長や民生児童委員との連絡調整、活動協力を行う者。各自治会50世帯を基準に1名配置し、社会福祉協議会が委嘱する。
	福祉体験ボランティア	福祉への関心を高めるとともに、「優しい気持ちで他者のことを考える」きっかけとなることを目的に実際にボランティアの体験をすること。
	フローチャート	データの流れや問題解決の手順を表す図式。
ほ	包括的な相談支援体制	住民に身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制。地域住民の地域福祉活動への参加や関係機関の協働により複合化した地域生活課題の解決をはかる。
	防災マップ	災害時にどのような被害が発生するかを予測した「ハザードマップ」をふまえて、「避難経路」「避難場所」を盛り込んだ地図。
	法人後見事業	成年後見制度を利用する際に、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、判断能力が不十分な人の権利と財産を保護・支援する事業
	ほくえい見守り安心ネット	認知症高齢者等の行方不明時、特徴などを情報配信し、地域ぐるみで早期発見する仕組み。捜索に必要な情報や写真の事前登録、GPSの貸与、見守り協力機関の登録などをあわせて行い、早期発見につなげている。
	ボランティア	無償で自発的に社会活動に参加したり、技術や知識を提供したりする人、またはその活動のこと。
	ボランティアセンター	ボランティアの養成・研修、情報提供などを行い、ボランティア活動を支援する地域の拠点。
ま	マッチング	条件に応じて異なったものを組み合わせること。必要な人に必要な支援を届けるため、支援を必要としている人と支援したい人を組み合わせる。
み	民生委員・児童委員 (民生児童委員)	「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。 「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。また、一部の児童委員は児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
ゆ	有償ボランティア	無償で行うボランティアとは異なり、活動を継続するために必要な交通費・活動費・少額の謝礼金が支払われる。ボランティアを利用する側は気兼ねなく支援を受けられる。またボランティアを行う側は少額でも対価をもらうことにより責任感や活動への意欲につながるというメリットもある。
	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
よ	要約筆記者	聴覚に障がいのある者に話の内容を要約し、手書きやパソコンにより筆記して伝える者。

3 計画策定の経過

(1) 北栄町地域福祉推進計画策定の経過

会議名	開催日	主な協議内容
平成30年度		
第1回 福祉計画作業部会	9月19日	・計画の概要や策定スケジュール確認
第1回 地域福祉推進計画策定委員会	10月16日	・アンケート項目案の検証
第2回 地域福祉推進計画策定委員会	平成31年 2月25日	・アンケート結果、自治会懇談会、団体ヒアリングの報告
令和元年度		
第1回 町と社協の調整会	5月10日	・今年度の策定スケジュールの確認 (町福祉施策アドバイザー土屋幸己氏出席)
第2回 町と社協の調整会	6月17日	・計画策定の進め方
第3回 町と社協の調整会	7月 4日	・計画の概略案の検証 ・アンケート結果分析 (町福祉施策アドバイザー土屋氏出席)
第4回 町と社協の調整会	7月26日	・体系図の問題点と課題の調整
第5回 町と社協の調整会	7月31日	・体系図の具体策の検証
第6回 町と社協の調整会	9月 2日	・計画骨子の検証 (町福祉施策アドバイザー土屋氏出席)
第7回 町と社協の調整会	10月 9日	・計画(案)の検証(施策の展開)
第8回 町と社協の調整会	10月31日	・計画全体の検証
第9回 町と社協の調整会	11月13日	・パブコメ前の点検
第10回 町と社協の調整会	11月29日	・計画(案)の報告 (町福祉施策アドバイザー土屋氏出席)
第1回 福祉計画作業部会	6月18日	・計画の概略案の検証 ・アンケート結果分析
第2回 福祉計画作業部会	6月20日	・計画の体系図の検討 ・策定委員会前の内容確認
第3回 福祉計画作業部会	7月22日	・現状(問題点)の洗い出し
第4回 福祉計画作業部会	7月23日	〃
第5回 福祉計画作業部会	8月 1日	・現状と課題の検証(精査)
第6回 福祉計画作業部会	8月 7日	・具体的施策の検証
第7回 福祉計画作業部会	8月28日	・計画骨子の検証
第8回 福祉計画作業部会	9月24日	・計画(案)の検証
第9回 福祉計画作業部会	9月25日	〃
第10回 福祉計画作業部会	9月30日	〃
第11回 福祉計画作業部会	10月 1日	〃
第12回 福祉計画作業部会	10月 2日	〃
第13回 福祉計画作業部会	10月 3日	〃
第1回 地域福祉推進計画策定委員会	6月28日	・計画策定スケジュールの確認 ・計画の概略案の検証 ・アンケート結果分析
第2回 地域福祉推進計画策定委員会	10月17日	・今後のスケジュールの確認 ・計画(案)の最終確認

(2) 北栄町地域福祉活動計画策定の経過

開催日	会議名	主な協議内容
令和元年 6月 5日	第1回 策定プロジェクト	・計画策定スケジュールについて ・計画の概要について
6月 24日	第2回 策定プロジェクト	・計画の型を作成
6月 28日	第1回 地域福祉活動計画策定委員会	・課題の報告・把握・仕分け
7月 8日	第3回 策定プロジェクト	・課題・具体的な取り組みについて
7月 10日	第4回 策定プロジェクト	・課題・具体的な取り組みについて
7月 11日	第5回 策定プロジェクト	・具体的な取り組みについて
8月 16日	第6回 策定プロジェクト	・第1章・第2章の修正
8月 21日	第1回 地域福祉活動計画検討会	・具体的な取り組みについて (協議体との話し合い)
8月 26日	第7回 策定プロジェクト	・第3章の素案作成
8月 28日	第8回 策定プロジェクト	・第3章の素案修正
9月 12日	第9回 策定プロジェクト	・活動計画(案)の修正
9月 19日	第2回 地域福祉活動計画策定委員会	・活動計画(案)について
10月 11日	第10回 策定プロジェクト	・活動計画(案)について
10月 18日	第11回 策定プロジェクト	・活動計画(案)について
10月 24日	第3回 地域福祉活動計画策定委員会	・活動計画(案)について

4 計画策定委員会設置要綱

(1) 北栄町地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

平成30年5月21日
告示第16号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき北栄町地域福祉推進計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、当該計画に関する施策の検討などを行うため、北栄町地域福祉推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他地域福祉に関するための施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 北栄町社会福祉協議会が推薦する者
- (3) 北栄町民生児童委員協議会が推薦する者
- (4) 社会福祉関係者
- (5) 北栄町自治会長会が推薦する者
- (6) 公募による町民
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

(専門部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項の事前調査、検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

(2) 北栄町地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目的)

第1条 この要項は、北栄町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が、これから北栄町社協の役割・機能・組織のあり方及び具体的な事業展開の方向づけについて協議し、年次的に目標を掲げ活動の計画策定することを目的として設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、10名程度とし福祉団体等から推薦を受けて組織する。また、計画策定を円滑に行うため委員会の下部組織として幹事会を設ける。幹事会については、会長が行政職員・社協職員のなかから指名する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき。又は委員長の欠けたときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じたときの補佐員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、社協会長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の報償費)

第6条 委員会の報償費は、1回2,000円とする。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社協事務局が行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要項は、平成23年10月1日から施行する。

5 計画策定委員名簿

(1) 北栄町地域福祉推進計画策定委員名簿

氏名	選出区分	所属	備考
森田清子	学識経験者		委員長 (議長)
柿本千恵美	北栄町社会福祉協議会 が推薦する者	北栄町社会福祉協議会	
田中律子	北栄町民生児童委員 協議会が推薦する者	北栄町民生児童委員協議会	
中井恭子	社会福祉関係者	北栄町障がい者地域自立支援 協議会	
田中陽子	社会福祉関係者	北栄町老人クラブ連合会	
伊藤巧	北栄町自治会長会が 推薦する者	北栄町自治会長会	
坂本浩憲	公募による町民		副委員長



(2) 北栄町地域福祉活動計画策定委員名簿

氏 名	選出区分	備 考
井 中 信 一	北栄町民生児童委員協議会	委員長(議長)
西 田 鉄 也	北栄町老人クラブ連合会	副委員長
尾 嶋 準 一	北栄町自治会長会	
船 木 一 義	北栄町自治会長会	
飯 田 博 孝	北栄町身体障がい者福祉協会	
遠 藤 倭文子	北栄町精神障がい者家族会	
田 中 英 伸	北栄町福祉課	
田 中 葵 子	北栄町福祉課	
松 嶋 まゆみ	北栄町福祉課	



北栄町地域福祉推進計画

(第1期 北栄町地域福祉計画・第2期 北栄町地域福祉活動計画)

令和2(2020)年3月発行

編集：北栄町福祉課
北栄町社会福祉協議会